

第 3 章 安心して暮らすための環境づくり

施策 3 - 1 認知症施策の推進〔重点〕

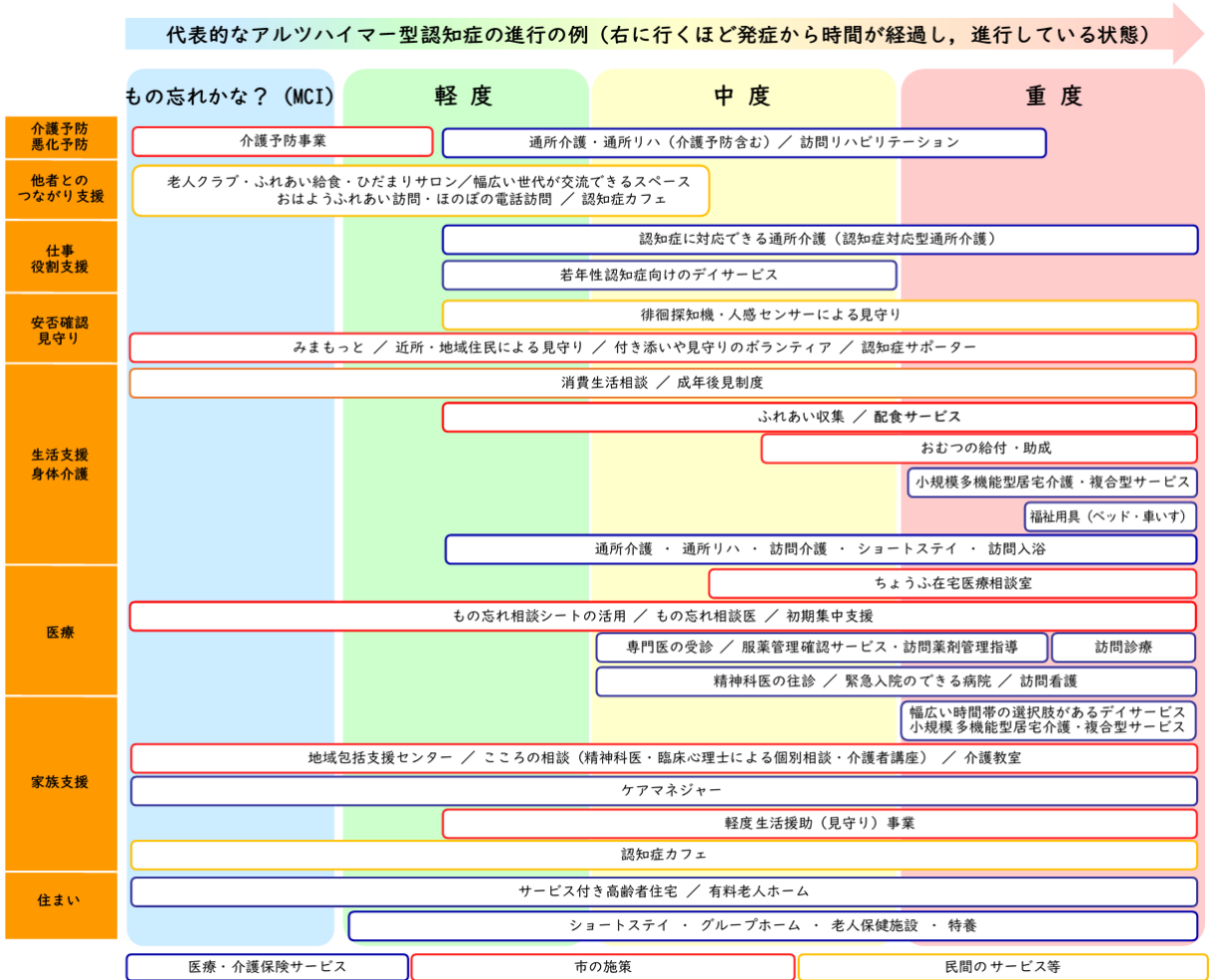
施策の方針

- 認知症大綱・認知症基本法に則し，認知症当事者・家族の視点を重視しながら，「共生」と「予防」を両輪に各種施策を推進していきます。
- 「共生」と「予防」の大前提となる「認知症を知る」機会を積極的に提供していきます。
- 認知症当事者・家族が社会とつながり安心して暮らし続けられるよう，地域ぐるみで支える体制・仕組みを充実させていきます。
- 治療が困難な認知症は，認知症予防や早期発見・対応による進行緩和が重要であることから，医療・介護や地域の理解・協力のもと，早期の支援に取り組んでいきます。

施策名	(1) 認知症の正しい知識の普及啓発			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現の推進に向け，認知症に関する正しい知識・理解を深めるため，認知症サポーター養成講座[†]の実施を拡大していきます。特に，子ども世代への講座も積極的に実施していきます。 ・認知症当事者と共に活動できる新たな人材を掘り起こすため，認知症サポーターステップアップ講座[†]を充実させます。 ・介護予防講演会や地域包括支援センターが主催する介護教室等で認知症をテーマに取り上げ，認知症を知る・学ぶ機会を広く提供していきます。 ・毎年9月を認知症サポート月間として，イベントの充実，参加者・協力者の拡大を図り，世代を超えて認知症の啓発を行います。 			
	指標	実績値		計画値
		令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	10,956 人	13,891 人	16,000 人
	認知症予防の取組意向（取り組んでいる，今後取り組む）	—	66.3%	75%

施策名	(2) 早期の支援・相談			
概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から開始した「もの忘れ予防検診」の実施状況・効果等を検証するとともに、介護サービス未利用者への早期相談支援，生活・運動習慣等に関する情報提供・改善支援，認知症ケアパス[†]に沿った医療・介護による支援につなげます。また，医師会・地域包括支援センターと連携した受診前後の途切れない支援体制を構築していきます。 認知症当事者・家族等が孤立しないよう，認知症や若年性認知症[†]に係る相談窓口の周知，認知症ガイドブックを活用した普及啓発，認知症地域支援推進員を中心とした相談・支援を推進します。また，個々の状況に応じて，ケアラー支援や権利擁護事業[†]等を含めた総合的な支援に努めます。 認知症疾患医療センター[†]と連携した認知症の早期発見・早期診断・早期治療に努めていきます。また，認知症初期集中支援チームを通じて，認知症の初期段階から包括的・集中的な支援につなげていきます。 			
	指標	実績値		計画値
		令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
	認知症相談窓口の認知度	29.5%	23.7%	35%

【認知症ケアパス（「認知症の進行に応じて利用できる支援の例」抜粋）】

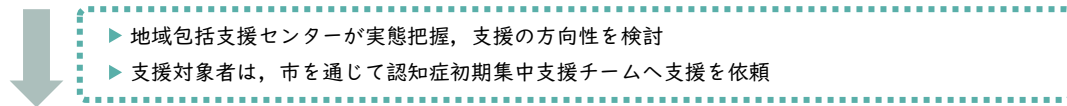


【認知症初期集中支援チーム】

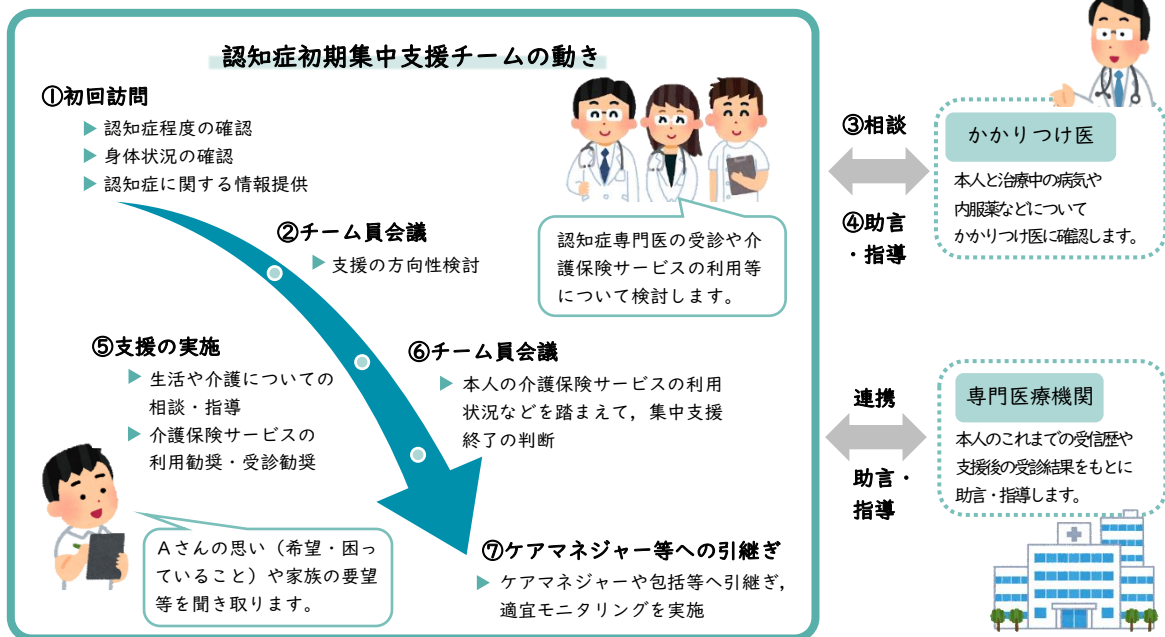
Step.1 相談・通報（周囲の気づき）



Step.2 実態把握・検討



Step.3 認知症初期集中チームとの連携



施策名	(3) 認知症当事者の意見・意思に基づくまちづくりの推進			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症になっても以前と変わらない生活が地域で営めるよう，認知症カフェやだれでもカフェ等の社会とつながり続けられる場の充実を図ります。 ・ 認知症当事者の声や希望を反映した活動を展開するとともに，当事者を巻き込む仕掛けづくり・取組を検討していきます。 ・ 認知症の特性を踏まえた介護保険サービス（認知症対応型グループホーム，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型通所介護等）の充実，研修等を通じたサービスの質の向上を図ります。 			
	指標	実績値		計画値
		令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
	各福祉圏域1つ以上の認知症カフェ活動（だれでもカフェ含む）	—	—	全圏域で実施

施策名	(4) 地域で支える仕組みづくり
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市版チームオレンジの育成や声掛け・対応訓練を通じて、認知症当事者・家族に優しいまちづくりを具現化していきます。 ・交通・金融機関や小売店等の生活に密着した場における対応方法や理解促進を図り、認知症当事者・家族が自立・安心して生活できる地域づくりを推進していきます。 ・徘徊高齢者探知システム[†]の導入（比較）を検証していきます。 ・BPSD[†]の予防・軽減等が期待される認知症ケアプログラムの導入先拡大を図りながら、引き続き、その効果や手順・手続き等の検証に努めていきます。また、その他の認知症ケア技法に係る研修・啓発等も検討し、認知症当事者とケアラーの互いのQOLを高める取組を推進します。

【認知症施策推進大綱 概要（抜粋）】

基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

目指すべき社会

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会

CONCEPT①

重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す

CONCEPT②

予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促すことで、70歳代での発症を10年間で1歳遅らせる

CONCEPT③

認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を推進

具体的な施策

3つのフェーズ*に合わせて施策を推進

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

* 「認知機能の低下がない（一次予防）」、「認知機能の低下がある（二次予防（早期発見、早期治療）・三次予防（重症化防止）」、「認知症の人（認知症バリアフリー）」

施策 3-2 情報提供と相談体制の充実

施策の方針

- 市民の適切なサービス利用・選択には、正しい情報の入手・理解と、そのための的確で分かりやすい・丁寧な情報提供・説明が欠かせません。市では、多様な広報媒体・ツールを効果的に活用しながら、各施策・情報を積極的に発信していきます。
- 総合相談窓口である地域包括支援センターと専門相談窓口を適切に使い分けながら、複雑・多様・困難化する家庭問題・地域課題等に対応していきます。
- 地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害福祉分野や児童福祉分野等との連携を広く図りながら、属性・世代を問わない包括的な相談支援の提供、重層的支援体制整備事業の充実に努めていきます。

施策名	(1) 情報提供の充実			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市が提供している広報媒体を最大限活用するとともに、「市報ちょうふ」については限られた紙面を効率的に活用します。また、家族・親族、友人・知人による「口コミ、誘い、働きかけ」の視点を紙面・サイトづくりに反映していきます。 ・元気高齢者や若年層における生活・家庭環境等の変化を想定した早めの備えを喚起するため、ホームページやインターネットの活用・充実、他事業との連携による広報機会の創出を図ります。 ・既存の各種ガイドブック等の充実と配架場所の増設に努めます。また、いざという時の相談窓口・支援制度をまとめた「高齢者版ケアパス（ガイドブック）」の作成を検討します。 ・情報提供にあたり、簡潔な文章、平易な表現、整理・選択による情報量の過大防止（優先度）等の見やすいデザインづくりに努めていきます。 ・介護サービス情報公表システム[†]の普及啓発のほか、民間企業等との連携・協働による地域資源情報の見える化を推進していきます。 ・各事業の周知状況や効果を一体的に把握・分析するとともに、提供する情報やターゲット、媒体等を統一的に検証していきます。 			
	指標	実績値		計画値
		令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
	市の情報の入手先（市HP）	17.1%	21.1%	30%
	家族・友人・知人以外の相談先（そのような相談先はない）	40.9%	44.5%	35%
	くらしの案内～シルバー編～の認知度	25.1%	22.3%	30%

施策名	(2) 相談体制の充実			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化・体制整備，普及啓発を進め，地域の総合相談窓口としての一層の充実を図ります。特に，困難事例に対する課題整理や資源開発，電話や訪問等による相談対応を継続して行うほか，包括を支えるネットワークの構築，連携・支援に努めていきます。 ・LGBTQ⁺や8050問題等を始めとした新たな課題や増加する複合課題に対し，各相談先の専門性と多機関協働を両輪とした相談支援を展開していきます。また，窓口の細分化や関係機関の増加に対し，定期的な場の設置による顔の見える関係性の構築とともに，役割の明確化や課題等の共有を進め，実効性の高い相談体制の構築を図ります。 			
	指標	実績値		計画値
		令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
地域包括支援センターの認知度		44.0%	39.7%	50%
認知症の相談窓口の認知度		29.5%	23.7%	35%

【主な専門相談先】

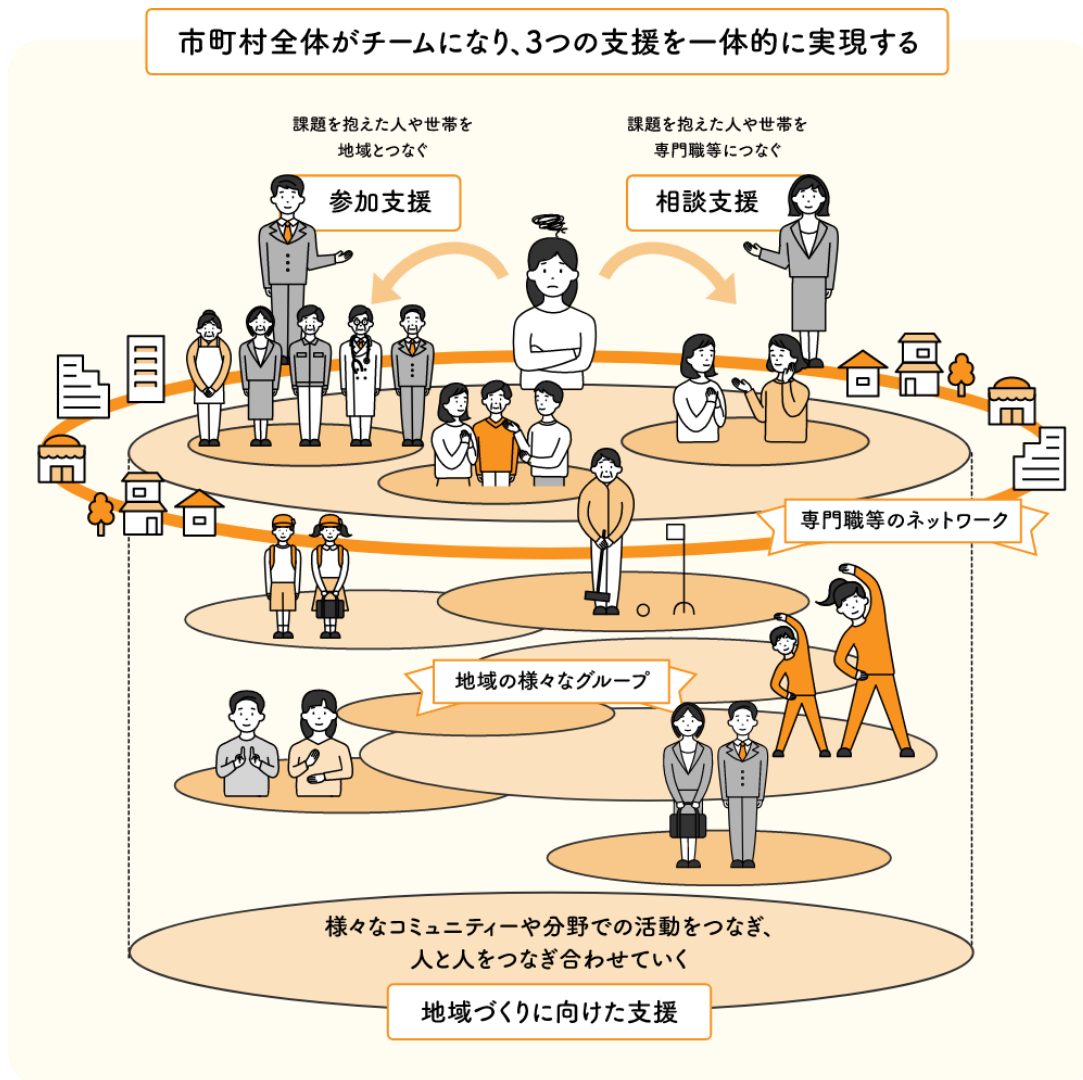
○在宅医療	ちょうふ在宅医療相談室，在宅医療・介護連携推進担当（包括）
○健康・心	医師による健康相談事業，高齢者のこころの相談室（医師・臨床心理士），こころの健康支援センター
○認知症	認知症地域支援推進員（包括），もの忘れ相談医，認知症初期集中支援チーム，地域連携型認知症疾患センター（青木病院），多摩若年性認知症総合支援センター
○住まい	住まいぬくもり相談室
○ケアラー	地域包括支援センター，社会福祉協議会，調布ゆうあい福祉公社
○経済問題等	調布ライフサポート ⁺ （社会福祉協議会）
○権利擁護等	ちょうふ地域福祉権利擁護センター ⁺ （社会福祉協議会），多摩南部成年後見センター，男女共同参画推進センター，市消費生活センター
<p>※市（高齢者支援室，市民相談課，健康推進課等）でも各種相談窓口（電話等含む）設置</p> <p>※地域包括支援センターにも各種専門相談員を配置して対応</p>	

【重層的支援体制整備事業】

国は、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業を創設しました。

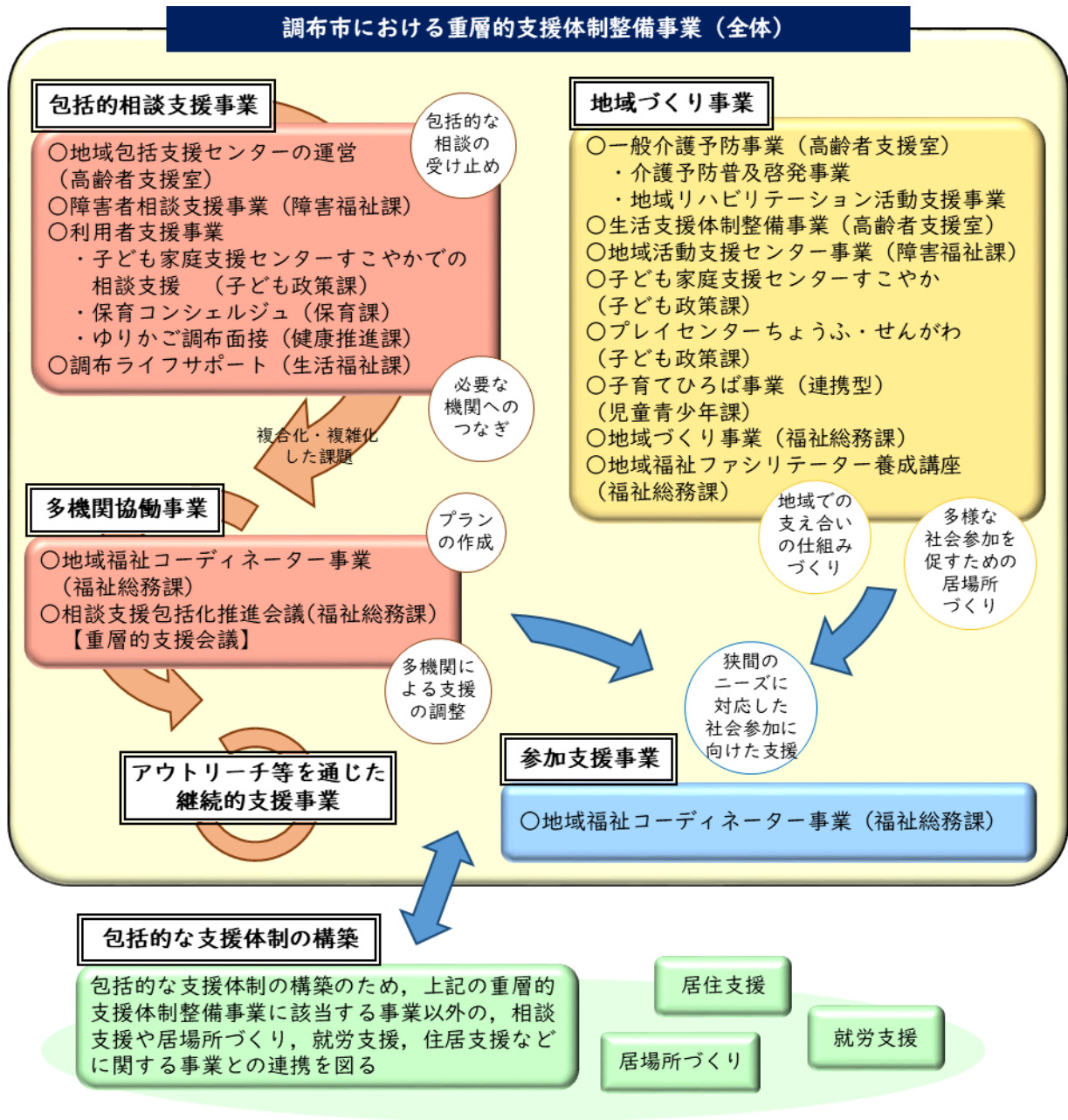
市は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の分野別の支援体制では対応が困難な、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を充実するため、既存の相談支援の取組等を踏まえて、令和5年度に重層的支援体制整備事業を開始しました。

今後も組織横断的な連携により、包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

■重層的支援体制整備事業のイメージ図



資料：調布市

施策3-3 在宅生活を支えるサービスの充実

施策の方針

- 在宅で生活する高齢者が安心して生活を続けられるよう、介護保険サービスの補完として市が独自に提供する「一般施策」サービスで支援を行っていきます。
- 「一般施策」サービスは、ケアラー支援の側面もあることから、家族等介護者のニーズも把握しながら、支援の充実・施策の見直しを適切に行っていきます。

施策名	(1) 在宅生活を支えるサービスの周知		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市のあらゆる広報媒体や高齢者等が集まる場・機会において、市の独自サービスを網羅した「くらしの案内～シルバー編～」を活用して広く広報を行っていきます。 ・「くらしの案内」より情報量を抑え、主な相談窓口や支援制度をより分かりやすくまとめた案内等の作成を検討していきます。 ・シルバー世代だけでなく、元気高齢者や家族等介護者（子世代）の方にも関心を持っていただけるよう、新たな周知方法・ツールの可能性も含めて検討していきます。 		
指標	実績値		計画値
	令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
くらしの案内～シルバー編～の認知度	25.1%	22.3%	30%

施策名	(2) ニーズに応じた在宅サービスの充実		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ニーズ調査等を通じて、社会状況や家庭環境等の変化に伴う市民ニーズの変化を適切に把握していきます。 ・利用実績による費用対効果や民間活力の導入等を検討していきます。 ・令和5年10月に開始した「中等度難聴者補聴器購入費助成」の利用実績・効果を検証・評価していきます。 		

施策名	(3) 関連団体の活動支援		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に多様な活動の場を提供している関連団体の活動を支援するため、社会福祉協議会とも協働しながら、活動における課題共有・ニーズ把握、担い手支援に努めていきます。 ・老人憩の家、ふじみ交流プラザの適切な運営により、団体・個人の健康増進活動を支援していきます。 		

施策3-4 虐待防止，権利擁護の推進

施策の方針

- 全国的に増加傾向にある高齢者虐待については、「予防・啓発」、「早期発見・対応」、「再発防止」の取組が重要となります。関係機関，医療・介護関係者，庁内関係部署と連携しながら，高齢者本人への支援に加え，家族等介護者の心身の負担や感情面への配慮，市民の虐待理解の促進に取り組んでいきます。
- 多摩南部成年後見センターや消費生活センターと連携しながら，高齢者の権利擁護や消費者被害への支援を継続して行っていきます。

施策名	(1) 普及啓発
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に関するパンフレットや出前講座等を通じて，広く市民に啓発を行い，虐待根絶に向けた意識醸成に市民と一体になって取り組みます。 ・家族等の養護者に対し，在宅サービスやケアラー支援を通じて介護負担の軽減を図り，虐待の未然防止につなげていきます。 ・地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員やみまもっと担当とも連携し，地域における声掛け・見守りの充実により虐待の未然防止・早期発見につなげていきます。 ・高齢者や家族等介護者と接する機会の多いケアマネジャーや介護サービス事業者等への啓発・研修等を通じ，適切なケアの提供や早期の支援・介入につなげていきます。

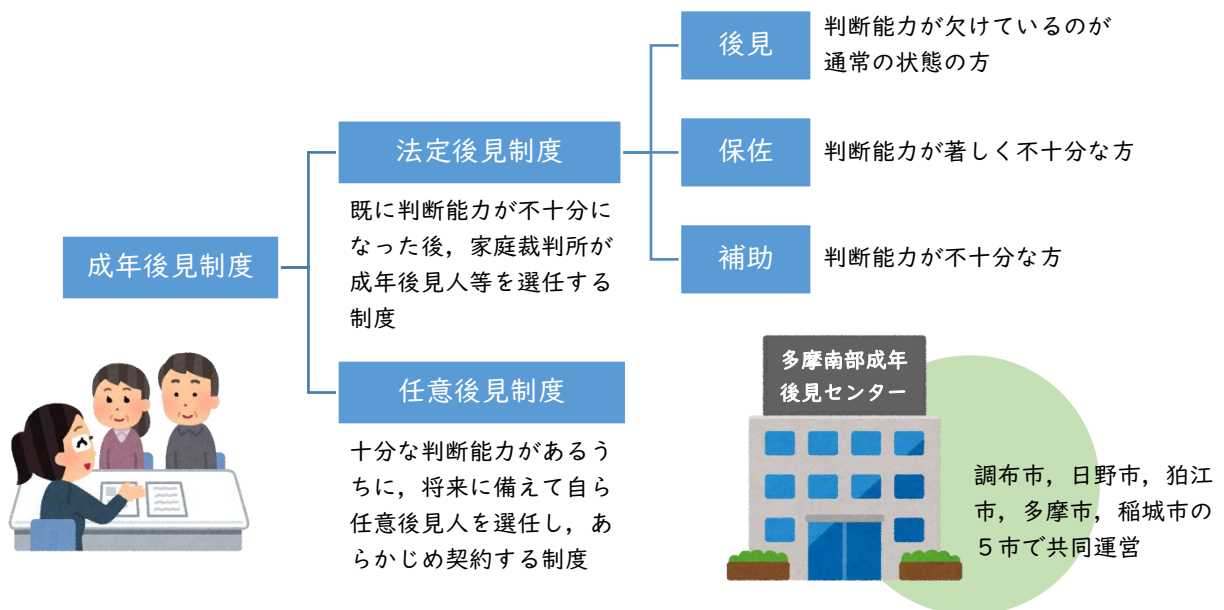
施策名	(2) 多機関協働による支援体制の構築
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・医療，介護，福祉の関係機関と協力し，重層的支援体制整備事業も活用しながら，本人・家族等に対する早期支援を行っていきます。 ・調布市社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業[†]等の権利擁護施策を周知・活用していきます。 ・虐待対応については，被虐待者の安全確保を最優先にチームとして毅然と対応するため，最適なチームの在り方を引き続き検討していきます。その際，警察・弁護士等の専門機関とも連携し，多方面からのアプローチも検討します。 ・養護者のケア疲れや自身の問題等に対し，各種ケアラー支援や臨床心理士等の専門相談等を通じて支援を行っていきます。 ・養介護施設従事者等による虐待を防止するため，養介護施設や職能団体等とも協力し，助言・指導を行います。

施策名	(3) 高齢者一時保護施設の確保
概要	・虐待等による一時保護が必要となる場合に備えて、緊急に受け入れることができる短期入所施設等の確保を進めていきます。

施策名	(4) 成年後見制度の利用促進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症，精神疾患等で判断能力が十分でない方，日常生活に不安を持つ方などが安心して生活を続けていけるよう，権利擁護の普及啓発，成年後見制度等の支援につなげていきます。 ・多摩南部成年後見センター，同センターを運営する5市で連携しながら，成年後見制度の利用促進に努めていきます。併せて，報酬等助成制度[†]を活用した経済的困窮者等への支援，社会貢献型後見人[†]（市民後見人）の育成を図っていきます。

【成年後見制度】

認知症，知的障害，精神障害，発達障害等により，物事を判断する能力が十分ではない方の財産管理や生活を，後見人等が法律的に支援する制度のこと



施策名	(5) 消費者被害の防止に向けた取組
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりぐらしや日中独居の高齢者を狙った悪質商法等を未然に防ぐため，消費生活センターと連携しながら，消費者被害防止に係る広報・情報提供を行っていきます。 ・日常的に高齢者に接する機会の多いケアマネジャー等の協力の下，消費者被害の特徴理解，消費者被害が疑わしい場合の対応，消費者被害に遭遇した場合の通報・クーリングオフの利用方法などについて，消費生活センターと連携してサポート・支援を行っていきます。

施策3-5 ケアラー支援の充実〔重点〕

施策の方針

- 高齢者の増加や社会環境・生活環境等の変化により、今後も多様なケアラーの増加が見込まれます。また、責任感が強いほど自身の中で問題を抱え、うつ病や自殺等のリスクが増すことから、高齢者本人への支援とケアラー支援の充実を両輪で進めていきます。
- 孤立しやすいケアラーには早期の気づき・支援が肝要であり、そのための情報提供・発信、普及啓発が特に重要です。身近な相談先である家族・親族、友人・知人も想定した幅広い情報発信に加え、利用可能な支援・リソースを分かりやすく・具体的に伝えていきます。

施策名	(1) 積極的な情報提供			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・情報ツール（認知症ガイドブック・サポートブック、ケアラー支援マップ、くらしの案内～シルバー編～等）の充実、配架場所の増設、インターネット等の活用、他事業・イベント・機関等との連携を通じ、ケアラーへの積極的な情報提供・普及啓発を展開していきます。 ・ケアラーのニーズに合わせた介護者講座・介護教室等を開催し、介護について知る・学ぶ機会を提供・拡大していきます。 ・ケアラーの身体的・経済的負担、精神的負担・ストレス等の要因・背景は様々であることから、ケアラーの実態把握・分析を進め、それぞれの課題やニーズに合った支援・施策の提供・充実を図ります。 ・他自治体等の取組・事例等も参考に、多様なケアラーに合わせた新たな支援の在り方・連携を検討していきます。 			
	指標	実績値		計画値
		令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
	ケアラーサポーター養成講座受講者数（累計）	—	8人*	60人

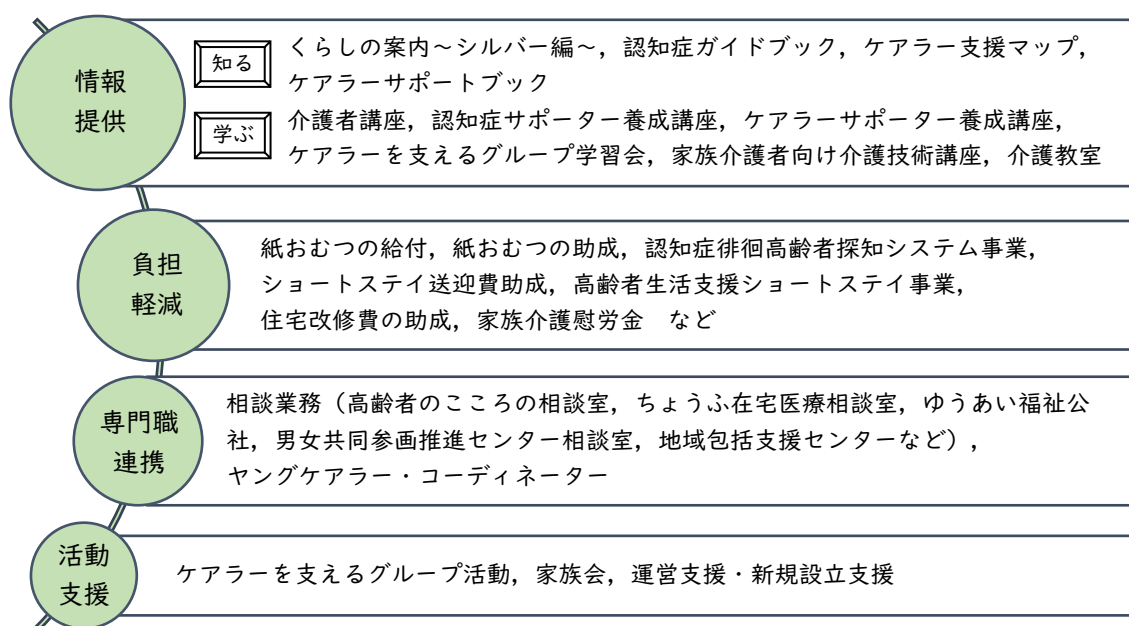
*ケアラー学習会の1つとして実施、令和5年度から事業化

施策名	(2) ケアラーの負担軽減
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラーの多様な選択肢を確保するため、介護保険サービス等の整備を進めます。特に、柔軟・複数回のサービス提供が可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備に努めていきます。 ・レスパイト（一時的な休息）に効果的なショートステイの普及啓発・体制確保を進めていきます。 ・市が独自に実施する在宅サービス（一般施策）の充実・見直しにあたり、家族等介護者のニーズを把握・反映していきます。

施策名	(3) ケアラー活動団体等との連携・支援			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー団体の活動は、孤立しやすいケアラーの具体的行動や感情面のサポートに必要不可欠であることから、その活動・運営を支援するとともに、情報・課題・ニーズの共有を丁寧に行っていきます。 ・地域支え合い推進員やゆうあい福祉公社、地域包括支援センター等を中心に、ケアラーが気軽に社会参加や相談・情報収集できるための支援・資源開発、認知症カフェや家族会等の地域住民が共に支え合う活動・地域づくりを促進していきます。 			
	指標	実績値		計画値
		令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
	各福祉圏域1つ以上の認知症カフェ活動（だれでもカフェ含む）	—	—	全圏域で実施

施策名	(4) 専門職業団体等との連携促進・普及啓発		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの総合相談支援機能の充実・活用に加え、居宅介護支援事業者や職能団体と連携した情報提供や相談窓口等の周知・紹介を促進していきます。 ・三師会やちょうふ在宅医療相談室とケアラー支援に係る施策検討・情報連携を図っていきます。 ・ヤングケアラーや8050問題など、ケアラーの属性・世代を問わない包括的な支援を進めるため、積極的な他分野連携、重層的支援体制整備事業との協働を促進していきます。 ・ケアラーの心理・精神面をフォローするため、臨床心理士等による専門相談の機会を積極的に提供・周知していきます。 		

【市内ケアラー支援事業（一例）】



施策3-6 住環境の整備

施策の方針

- 高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、施設等のハード面、居住支援等のソフト面にて住環境を整備していきます。
- 各種介護施設等について、ニーズを把握し適正な施設数を整備していきます。
- 住まいに関する相談窓口の設置や支援制度を設け、住宅にお困りの方への支援を行っていきます。

施策名	(1) 住環境の整備 (ハード)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等の施設やサービス付き高齢者向け住宅[†]等の住宅について、人口の伸び率やニーズ等を考慮し、適正な数の整備を目指します。 ・施設の老朽化に伴う改修・建て替え、入所者の一時的な受皿や支援方法を検討します。 ・低額な料金で利用できる軽費施設や介護と医療の一体的な提供施設等については、民間事業者の参入の難しさや利用者のニーズを踏まえて整備の在り方を検討します。 ・施設等において、災害時等にも事業が継続して行えるよう支援制度の充実や円滑な情報共有を図ります。

施策名	(2) 住環境の整備 (ソフト)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する居住支援について、住宅課との連携強化を図ります。 ・情報提供、相談体制、支援体制等の各種制度について、周知・認知度向上を目指します。 ・調布市居住支援協議会への参画により、総合的な相談・支援制度のさらなる推進を目指します。

【調布市居住支援協議会（すまいサポート調布）】

低額所得者、被災者、高齢者、障害者や育児家庭等の住宅確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図り、福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを推進する。同協議会では、関係部署と連携して「住まいぬくもり相談室」を実施し、各種助成事業（住まいぬくもり支援制度）を展開している。

「すまいサポート調布」は、調布市居住支援協議会の愛称



施策 3-7 災害・感染症等への備え

施策の方針

- 災害・感染症等の発生時においても、高齢者の心身の健康や生活の質の低下を最小限に食い止めるため、市、地域住民・団体、関係機関・団体、介護保険サービス事業者等の役割を明確化し、途切れない支援・見守り体制の構築を図っていきます。
- 平時から災害時等を見据えた研修・訓練・備蓄等の実施や各種事業・支援におけるオンライン等を活用した多様な取組を支援します。

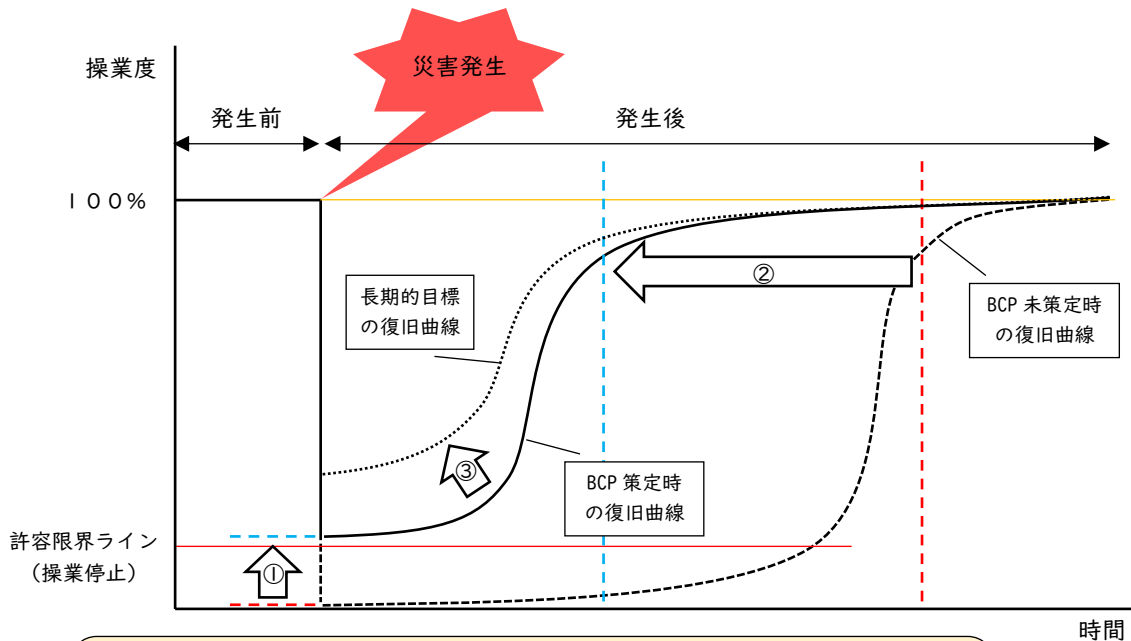
施策名	(1) 多様な支援ツールの確保
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「10の筋力トレーニング」を通じ、自宅等で気軽に行える活動を普及啓発します。 ・地域支え合い推進員を中心に、身近な地域における介護予防・交流等の多様な場づくりを促進します。 ・平時から、感染症等への正しい理解や知識の取得、標準的・継続的な予防対策・意識付けを図り、災害時等にも継続できる事業・活動を促進していきます。 ・多様な協力団体・機関（老人クラブ、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業者等）による可能なアプローチ（訪問・電話・配布等）を整理・検討し、柔軟かつ効果的な支援・見守りを継続します。
施策名	(2) ICT等の活用促進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から、オンライン（アーカイブ[†]配信等含む。）による会議・研修等を継続実施します。また、動画共有サービスやSNSの活用を促進し、多様なつながりを確保します。 ・災害時の対応力強化に加え、仕事・事業の効率化や連携強化の観点等から、介護保険サービス事業者等におけるICTの効果的な利用・導入、職能団体・民間企業等との協働・連携を検討します。
施策名	(3) 介護サービス事業所・施設等との情報共有・連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・職能団体の活動を支援するとともに、連携・協力して災害時等の対応力強化を図ります。 ・介護保険サービス事業者等における研修・訓練等の実施、リスク把握・検証、備蓄確保の推進を図り、災害時の対応力強化を推進します。また、民間企業等とも連携した連絡ツールの整備・検討、連絡先の確認・整理を進めます。

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ B C P策定の徹底と適切な改善・見直しを啓発します。 ・ 小規模事業者への支援・フォローを検討します。 ・ 避難行動要支援者[†]や独居高齢者等に係る情報共有，避難支援体制の構築について，ケアマネジャー等との検討を進めます。
----	--

【BCP】

Business Continuity Planの略称であり，業務継続計画などと訳される。

災害等による突発的な経営環境の変化が生じても，「重要な事業を中断させない」という観点から，不測の事態が発生した後の速やかな復旧に係る方針・体制・手順等を示した計画



- ① 操業継続できる許容限界ライン以上で事業を継続させる
- ② 安定操業までに要する時間を短縮させる
- ③ 操業へのダメージをより低減し，復旧期間をさらに短縮させる

施策名	(4) 他職種等との情報共有・連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護連携推進事業を中心に，医療・介護関係者の連携体制の構築・強化を進めます。 ・ 東京都・保健所・地域包括支援センター・社会福祉協議会・庁内関係部署とのオンライン等を活用した機動的なネットワーク強化を進めます。 ・ 感染症禍で築かれた多職種・多機関によるネットワークについて，今後も維持・充実させ，将来に起こり得る災害時等に備えます。 ・ 災害時等におけるきめ細かな見守り・安否確認等には，地域住民・団体の協力・ネットワークが不可欠であることから，平時から民生委員・児童委員や自治会，商店街，民間企業等との連携促進を庁内関係部署と連携して進めるとともに，被災想定や役割分担・具体的対応の設定・共有に努めていきます。

第4章 介護保険事業の円滑な運営

施策4-1 保険給付費等の見込み

施策の方針

- 第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳となる令和7年（2025年）を迎えます。今後も、高齢者人口、とりわけ介護ニーズの高くなる85歳以上の人口増加が見込まれる一方、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が見込まれます。
- 中長期的な人口動態や介護離職防止の観点などを考慮した介護ニーズの動向を見据えて、必要な介護サービス量を見込むとともに、適切なサービス提供体制の確保に向けた取組が求められます。

1 介護サービス見込量推計の流れ

1. 被保険者数の推計

推計人口に基づき、令和6年度から令和8年度までの被保険者数を推計する。

2. 要支援・要介護認定者数の推計

令和3年度から令和5年度までの被保険者数に対する要支援・要介護認定者数に基づき、1で推計した被保険者数を用いて要支援・要介護認定者数を推計する。（第2号被保険者を含む）

3. サービス別の量の見込み

令和3年度から令和5年度までの給付実績を分析・評価し、令和6年度から令和8年度までの見込量を推計する。

4. 保険給付費・地域支援事業費の推計

介護ニーズを踏まえたサービス量の分析や制度改正などを勘案しながら、総合的なサービス利用量を推計し、3年間（令和6～8年度）の必要給付費を算出する。

また、補足給付費*や高額介護（介護予防）サービス費等の推計も行い、給付費に加える。地域支援事業費についても同様に算出を行う。

*補足給付費とは、低所得者の施設入所時等にかかる食費・居住費を軽減するための給付

5. 保険料基準額の設定

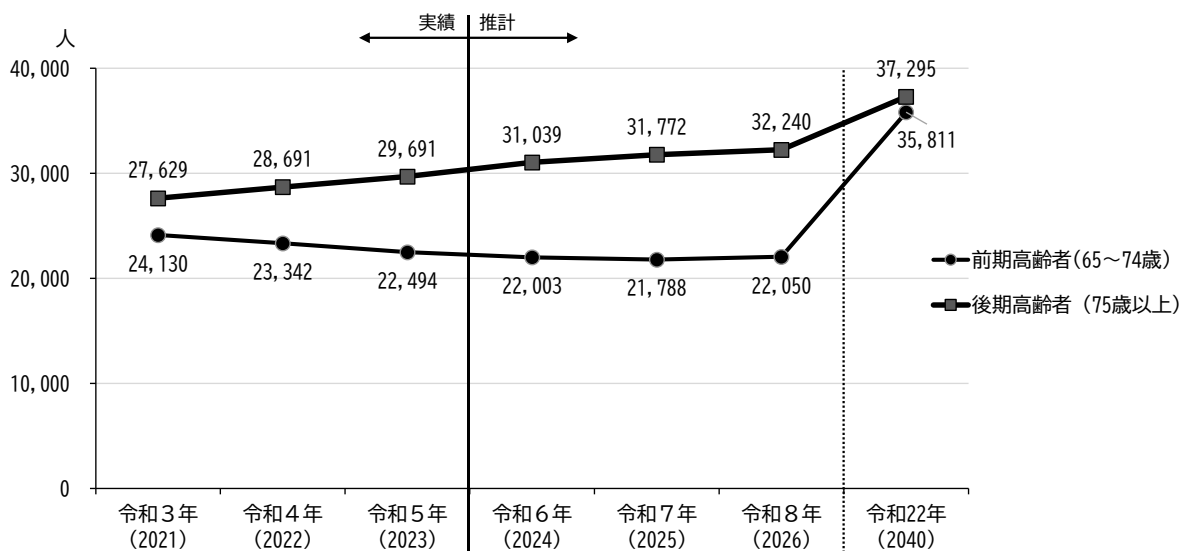
令和3年度から令和5年度までの保険給付費等推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数を基に、介護保険料基準額を設定する。

2 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の見込み

総人口・高齢者人口の推計から、第9期計画期間中は、被保険者数、要支援・要介護認定者数ともに増加を見込んでいます。

65歳以上の第1号被保険者については、引き続き、前期高齢者は減少傾向で推移する一方、後期高齢者は増加するものと見込んでおり、これらを踏まえ、要支援・要介護認定者数も増加するものと見込んでいます。

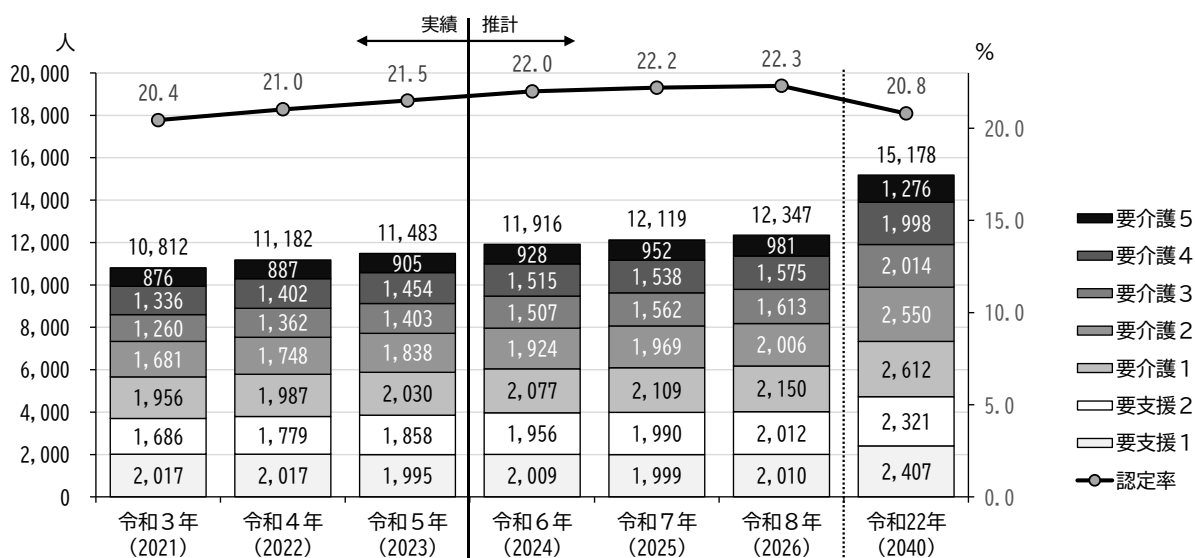
■第1号被保険者数の推移（前期・後期別）



	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)
総数	138,492	139,793	140,912	142,751	143,947	144,904	151,729
第1号被保険者	51,759	52,033	52,185	53,042	53,560	54,290	73,106
前期高齢者 (65~74歳)	24,130	23,342	22,494	22,003	21,788	22,050	35,811
後期高齢者 (75歳以上)	27,629	28,691	29,691	31,039	31,772	32,240	37,295
第2号被保険者	86,733	87,760	88,727	89,709	90,387	90,614	78,623

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、令和6年以降は推計値

■要介護度別認定者の推移（第2号被保険者含む）（再掲）



(人・%)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)
総計	10,812	11,182	11,483	11,916	12,119	12,347	15,178
要支援1	2,017	2,017	1,995	2,009	1,999	2,010	2,407
要支援2	1,686	1,779	1,858	1,956	1,990	2,012	2,321
要介護1	1,956	1,987	2,030	2,077	2,109	2,150	2,612
要介護2	1,681	1,748	1,838	1,924	1,969	2,006	2,550
要介護3	1,260	1,362	1,403	1,507	1,562	1,613	2,014
要介護4	1,336	1,402	1,454	1,515	1,538	1,575	1,998
要介護5	876	887	905	928	952	981	1,276
認定率 (%)	20.4	21.0	21.5	22.0	22.2	22.3	20.8

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、令和6年以降は推計値

3 居宅サービスの量の見込み

在宅の高齢者に対して提供される介護保険サービスです。利用者宅でのサービス提供のほか、利用者が施設に通ったり、短期入所するなどの形態があります。

在宅生活を支えるサービスの利用者の増加を見込んで推計しています。

※令和5年度の実績値は見込み値です。

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援・要介護認定者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・掃除・洗濯などの家事、生活等に関する相談や助言など日常生活上の必要な援助を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	1,714	1,814	1,926	1,833	1,868	1,917	2,402
	回/月	37,117	39,056	41,550	40,161.3	40,263.6	41,068.7	51,608.2
実績値	人/月	1,654	1,713	1,751				
	回/月	36,969.8	37,916.7	38,628.3				

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

要支援・要介護認定者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	137	142	149	163	171	180	224
	回/月	716	771	813	736.0	778.7	816.3	1,019.7
実績値	人/月	145	144	146				
	回/月	731	697	682				

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援・要介護認定者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	1,215	1,282	1,370	1,549	1,631	1,689	2,114
	回/月	13,307	14,067	15,084	18,692.8	19,692.5	20,343.8	25,501.8
実績値	人/月	1,238	1,351	1,406				
	回/月	13,502.8	15,274.4	16,230.5				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	303	323	345	316	310	308	364
	回/月	2,864	3,075	3,302	2,223.2	2,190.6	2,176.4	2,572.1
実績値	人/月	286	296	301				
	回/月	2,204.8	2,162.3	2,313.5				

(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士又は作業療法士が要支援・要介護認定者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	170	176	179	198	207	210	266
	回／月	2,008	2,125	2,173	2,505.6	2,631.5	2,676.1	3,381.5
実績値	人／月	175	172	198				
	回／月	2,055.8	2,036.7	2,555.5				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	39	40	42	56	57	60	70
	回／月	451	467	491	502.4	506.8	526.0	613.3
実績値	人／月	43	48	50				
	回／月	440.5	450.0	506.0				

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

要支援・要介護認定者に対して、病院・診療所又は薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが自宅を訪問して、療養上の管理・指導などを行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	2,206	2,304	2,385	2,624	2,751	2,858	3,582
実績値	人／月	2,192	2,346	2,476				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	267	273	281	279	280	284	336
実績値	人／月	259	255	289				

(6) 通所介護（デイサービス）

施設に通所する要支援・要介護認定者に対し、食事・入浴などの介護と各種レクリエーションなどを提供することで、心身機能を維持・回復させるほか、介護に従事する家族の負担を軽減させるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	1,550	1,653	1,764	2,008	2,122	2,204	2,757
	回／月	16,596	18,167	19,531	18,713.0	19,099.7	19,793.1	24,745.1
実績値	人／月	1,407	1,586	1,732				
	回／月	15,005	16,046	16,952				

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

施設に通所する要支援・要介護認定者に対し、リハビリテーションのほか、食事・入浴などの介護、各種レクリエーションなどを提供するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	388	397	412	319	319	319	399
	回／月	2,682	2,771	2,893	2,133.5	2,119.7	2,120.5	2,651.0
実績値	人／月	312	312	317				
	回／月	2,131.2	2,079.0	2,164.0				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	205	209	215	158	156	155	183
実績値	人／月	130	146	148				

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

要支援・要介護認定者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活の援助及び機能訓練を受けるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	349	352	366	301	309	319	400
	日／月	3,629	3,668	3,813	2,239.2	2,317.7	2,399.4	3,011.9
実績値	人／月	255	264	287				
	日／月	2,296.7	2,267.4	2,237.2				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	11	11	11	17	17	17	20
	回／月	75	75	75	70.7	70.5	70.5	83.4
実績値	人／月	6	7	10				
	回／月	39.7	41.6	66.0				

(9) 短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

要支援・要介護認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練などの必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	52	52	54	33	33	34	42
	日／月	428	428	445	235.7	236.3	245.8	298.3
実績値	人／月	31	31	35				
	日／月	232.3	224.8	203.8				

(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護認定者に対して提供される、入浴・排せつ・食事などの介護，その他日常生活の援助，療養上の世話などを行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	839	866	893	822	838	855	1,076
実績値	人／月	783	796	807				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	134	137	142	135	136	135	159
実績値	人／月	125	131	129				

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

要支援・要介護認定者に対して，日常生活上の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	2,603	2,727	2,843	3,275	3,451	3,572	4,479
実績値	人／月	2,655	2,875	3,008				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	1,044	1,092	1,120	1,029	1,041	1,054	1,245
実績値	人／月	926	958	991				

(12) 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

要支援・要介護認定者が，福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について，一定額の給付を受けることのできるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	48	49	51	62	64	65	82
実績値	人／月	50	53	49				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	17	18	19	20	21	21	25
実績値	人／月	20	18	22				

(13) 住宅改修／介護予防住宅改修

要支援・要介護認定者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取付けや段差解消など、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行うサービスです。

介護給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	23	24	25	33	35	35	43
実績値	人／月	21	26	28				

予防給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	19	19	20	24	25	25	29
実績値	人／月	16	20	25				

(14) 居宅介護支援／介護予防支援

要支援・要介護認定者が自立した日常生活が送れるよう、心身の状況や置かれている環境に応じたケアプランを作成し、ケアプランに基づいてサービスが提供されるよう事業者を紹介し、契約締結を手伝うサービスです。

介護給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	3,775	3,926	4,079	4,541	4,754	4,941	6,185
実績値	人／月	3,784	4,049	4,235				

予防給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	1,304	1,379	1,429	1,361	1,394	1,409	1,666
実績値	人／月	1,200	1,259	1,312				

4 地域密着型サービスの量の見込み

住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを受けることができるよう、平成17年度の介護保険法改正に伴い、創設されたサービスです。

※令和5年度の実績値は見込み値です。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者宅への定期的な巡回や、本人又はその家族からの随時の通報により訪問を行い、介護及び日常生活上の世話を受けるほか、看護師等による療養の支援を受けます。

介護給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	20	20	40	21	32	57	58
実績値	人／月	5	7	15				

(2) 夜間対応型訪問介護

利用者宅への定期的な巡回又は随時の通報により訪問を行い、介護及び日常生活上の世話を提供する夜間専用のサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	0	0	0	6	6	6	6
実績値	人/月	0	3	5				

(3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

施設に通い、認知症高齢者に配慮した介護，日常生活上の世話及び機能訓練などを受けます。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	118	137	158	109	112	115	146
	回/月	1,200	1,427	1,653	1,162.1	1,216.0	1,254.8	1,590.3
実績値	人/月	93	92	101				
	回/月	912.2	957.5	1,072.0				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
実績値	人/月	0	0	0				
	回/月	0.0	0.1	0.0				

(4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の選択により通所・訪問・泊まりを組み合わせ、介護，日常生活上の世話，機能訓練などを受けます。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	29	29	58	38	40	71	82
実績値	人/月	29	31	27				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	1	0				

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護

1ユニットが5から9人の少人数制で、認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、介護、日常生活上の世話、機能訓練などを受けます。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	189	189	189	177	182	215	267
実績値	人／月	182	177	179				

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の事業者指定を受けた定員が29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、生活しながら介護等を受けることができる介護専用型特定施設です。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	839	866	893	0	0	0	0
実績値	人／月	0	0	0				

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、生活しながら介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理

計画値としてはありましたが、実績なし。9期見込みも0でよろしいですか。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	29	29	29	29	29	29	29
実績値	人／月	29	29	31				

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問介護・泊まり・訪問看護のサービスを一体的かつ柔軟に利用できるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	29	58	58	64	70	72	81
実績値	人／月	30	31	33				

(9) 地域密着型通所介護（小規模デイ）

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、介護、日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	582	637	674	595	610	621	776
	回／月	5,208	5,810	6,168	4,748.2	4,826.0	4,887.3	6,113.0
実績値	人／月	502	527	553				
	回／月	4,249.3	4,405.8	4,423.7				

5 施設サービスの量の見込み

介護保険施設に入居する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて提供されるサービスをいいます。

第9期計画期間中は、新たな施設の整備は予定していませんが、既存の施設の稼働状況などを踏まえた利用者数を見込んで推計しています。

※令和5年度の実績値は見込み値です。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	878	918	948	873	893	922	1,176
実績値	人/月	855	854	851				

(2) 介護老人保健施設（老健）

在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護認定者を対象としています。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	294	294	294	303	303	303	412
実績値	人/月	277	278	309				

(3) 介護医療院

要介護認定者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護保険施設として平成30年度に創設されました。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	52	78	105	71	71	71	108
実績値	人/月	27	48	63				

【介護サービス給付費の見込み】

単位：千円

	第9期			中期
	R6	R7	R8	R22
■ 居宅サービス				
訪問介護	1,570,022	1,572,226	1,602,641	2,013,345
訪問入浴介護	118,579	125,455	131,517	164,286
訪問看護	1,052,315	1,110,216	1,148,301	1,438,506
訪問リハビリテーション	95,410	100,213	101,906	128,761
居宅療養管理指導	473,221	496,133	515,693	646,364
通所介護	1,760,410	1,807,159	1,878,440	2,349,679
通所リハビリテーション	223,973	222,333	222,562	278,539
短期入所生活介護	248,398	256,542	266,194	334,298
短期入所療養介護（老健）	34,744	34,972	36,425	44,270
福祉用具貸与	620,427	655,904	680,476	854,143
特定福祉用具購入費	24,914	25,661	26,056	32,878
住宅改修費	29,597	31,196	31,196	38,457
特定施設入居者生活介護	2,037,759	2,079,299	2,124,389	2,679,298
■ 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	55,505	84,811	149,865	153,717
夜間対応型訪問介護	2,343	2,343	2,343	2,343
地域密着型通所介護	471,621	481,759	491,439	615,706
認知症対応型通所介護	177,174	185,454	191,788	242,924
小規模多機能型居宅介護	126,848	134,622	236,361	273,773
認知症対応型共同生活介護	584,142	601,461	710,303	882,391
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100,453	100,453	100,453	100,780
看護小規模多機能型居宅介護	253,136	277,274	285,870	323,436
■ 施設サービス				
介護老人福祉施設	2,965,597	3,033,790	3,132,552	3,998,660
介護老人保健施設	1,149,146	1,149,146	1,149,146	1,567,058
介護医療院	344,320	344,320	344,320	524,833
■ 居宅介護支援	852,339	894,263	931,650	1,166,666
合計	15,372,393	15,807,005	16,491,886	20,855,111

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

【介護予防サービス給付費の見込み】

単位：千円

	第9期			中期
	R6	R7	R8	R22
■介護予防サービス				
介護予防訪問看護	107,955	106,379	105,690	124,906
介護予防訪問リハビリテーション	18,143	18,313	19,033	22,198
介護予防居宅療養管理指導	41,874	42,031	42,629	50,436
介護予防通所リハビリテーション	68,681	67,797	67,238	78,914
介護予防短期入所生活介護	5,900	5,884	5,884	6,961
介護予防福祉用具貸与	80,060	80,992	82,010	96,864
特定介護予防福祉用具購入費	6,683	7,026	7,026	8,354
介護予防住宅改修	21,064	21,925	21,925	25,436
介護予防特定施設入居者生活介護	134,185	134,436	132,709	155,941
■地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0
■介護予防支援	83,534	85,571	86,492	102,269
合計	568,079	570,354	570,636	672,279

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

6 地域支援事業

要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が主体となっていく事業です。

高齢者が要支援・要介護状態になる前に心身の状態を維持・向上させ、生活機能の改善を図ることで、地域において自立した日常生活を継続して送ることができるようにする事業であり、「介護予防・日常生活支援総合事業⁺（総合事業）」と「包括的支援事業⁺・任意事業」に区分しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

○介護予防・生活支援サービス事業

地域の事情に応じて多様な介護予防と生活支援のサービスを提供するため市区町村で実施するもので、訪問型サービス・通所型サービスなどがあります。

○一般介護予防事業⁺

全ての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、介護予防の普及啓発や住民主体の通いの場の充実、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進するものです。

(2) 包括的支援事業

在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策の充実など、住み慣れた地域で自立して生活するために必要な環境の整備を行う事業です。

(3) 任意事業

市町村が地域の実情に応じて独自に行う事業です。

【地域支援事業費の見込み】

単位：千円

	第9期			中期
	R6	R7	R8	R22
■介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問介護相当サービス	135,154	136,170	137,193	170,367
訪問型サービスA	1,197	1,206	1,215	1,421
通所介護相当サービス	359,640	362,344	365,067	457,420
栄養改善や見守りを目的とした配食	6,402	6,451	6,499	7,554
介護予防ケアマネジメント	50,990	50,990	50,990	64,558
介護予防普及啓発事業	5,232	5,232	5,232	6,624
地域リハビリテーション活動支援事業	214	214	214	271
■包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	289,042	289,042	289,042	383,106
任意事業	1,155	1,155	1,155	2,292
■包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業	44,351	44,351	44,351	44,480
生活支援体制整備事業	62,523	62,523	62,523	57,229
認知症初期集中支援推進事業	3,072	3,072	3,072	3,072
認知症地域支援・ケア向上事業	12,640	12,640	12,640	12,640
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	3,644	3,644	3,644	3,618
地域ケア会議推進事業	4,000	4,000	4,000	4,130
地域支援事業費計	979,256	983,032	986,837	1,218,782

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

7 第9期計画の総費用の見込み

第9期計画における介護保険の総費用は、総給付費（介護給付費及び介護予防給付費）に、特定入所者介護サービス費（補足給付）や高額介護サービス費などを合わせた標準給付費と、地域支援事業費を合計したものになります。

第9期計画期間の介護保険の総費用は約〇〇〇.〇億円となり、第8期計画の計画値と比較すると、約〇〇.〇億円の増となります。

【第9期計画の介護保険総費用】

単位：千円

	第9期			合計
	R6	R7	R8	
■標準給付費見込額	16,872,826	17,326,128	18,029,173	52,228,127
総給付費	15,940,472	16,377,359	17,062,522	49,380,353
特定入所者介護サービス費等給付額	316,490	321,882	327,938	966,310
高額介護サービス費等給付額	514,213	522,973	532,812	1,569,998
高額医療合算介護サービス費等給付額	82,879	84,724	86,344	253,947
算定対象審査支払手数料	18,772	19,190	19,557	57,519
■地域支援事業費	979,256	983,032	986,837	2,949,125
介護予防・日常生活支援総合事業費	558,829	562,605	566,410	1,687,844
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	290,197	290,197	290,197	870,591
包括的支援事業（社会保障充実分）	130,230	130,230	130,230	390,690
介護保険総費用	17,852,082	18,309,161	19,016,010	55,177,253

施策４－２ サービスの基盤整備

施策の方針

- 高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り生活し続けられる社会を目指すという、地域密着型サービスの創設意義に基づき、基盤整備の着実な推進に努めることが必要です。
- 2040年を見据えた「介護離職ゼロ」の実現に向け、8つの福祉圏域において、住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活する「地域包括ケアシステム」の理念のもと、介護保険サービス全体のバランス等を考慮したうえで、計画的に基盤整備を進めます。

【地域密着型サービスの整備状況（令和5年10月末現在）】（）内は定員数

	圏域								合計
	緑ヶ丘 滝坂	若葉 調和	上ノ原 柏野	北ノ台 深大寺	第二 八雲台 国領	染地 杉森 布田	第一 富士見台 多摩川	第三 石原 飛田給	
認知症対応型 通所介護	-	2か所 (24人)	-	-	2か所 (24人)	-	-	1か所 (12人)	5か所 (60人)
認知症対応型 共同生活介護	1か所 (18人)	1か所 (18人)	2か所 (36人)	2か所 (27人)	1か所 (18人)	2か所 (36人)	1か所 (18人)	1か所 (18人)	11か所 (189人)
小規模多機能型 居宅介護	-	1か所 (29人)	-	-	-	-	-	-	1か所 (29人)
夜間対応型 訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-	0か所
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	-	-	-	1か所 (29人)	-	-	-	-	1か所 (29人)
地域密着型特定施設 入居者生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	0か所
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	-	-	-	-	1か所	-	1か所	-	2か所
看護小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)	-	-	-	-	-	-	-	1か所 (29人)
地域密着型 通所介護	2か所 (25人)	2か所 (28人)	1か所 (14人)	4か所 (47人)	1か所 (10人)	3か所 (40人)	3か所 (35人)	3か所 (46人)	19か所 (245人)

【地域密着型サービス基盤整備の見込み】（）内は定員数

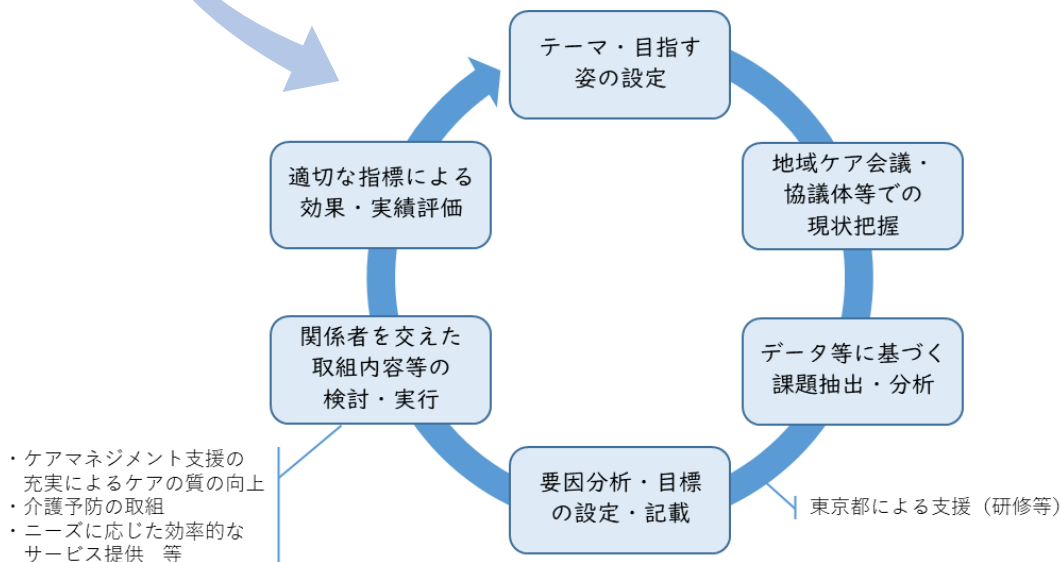
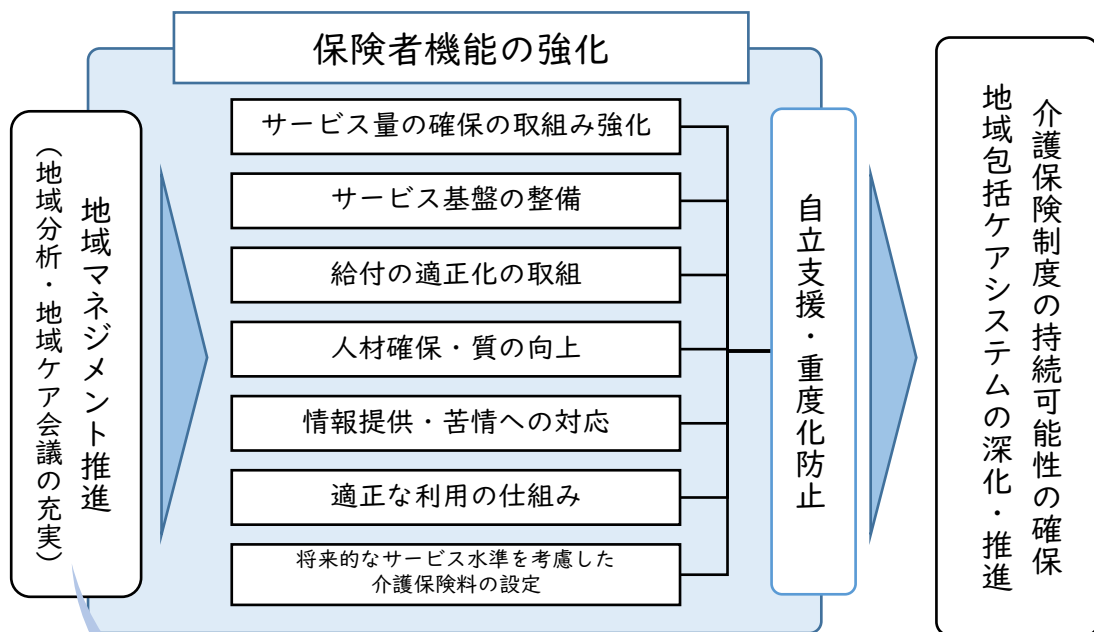
調布市全体	施設数等 (令和5年10月末)	第9期			第10期
		6年度	7年度	8年度	9年度(予定)
認知症対応型 共同生活介護	11か所 (189人)	-	1か所 (27人)	-	1か所 (18人)
小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)	-	1か所 (29人)	-	1か所 (29人)
夜間対応型 訪問介護	なし	1か所	-	-	-
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	2か所	-	1か所	1か所	-
看護小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)	1か所 (29人)	-	-	1か所 (29人)

施策4-3 持続可能な介護保険制度の運営〔重点〕

施策の方針

- 高齢化のさらなる進展を見据え、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、介護サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるようにする必要があります。
- これまでの取組をベースに、地域包括ケア「見える化」システム[†]での分析や実態調査などによる地域の実態把握・課題分析（地域マネジメント[†]）を行い、それらを踏まえた自立支援・重度化防止の取組を通じて、保険者機能を強化し、制度の円滑な運営と持続性の確保を図ります。

1 保険者機能強化に向けた地域マネジメントの推進イメージ



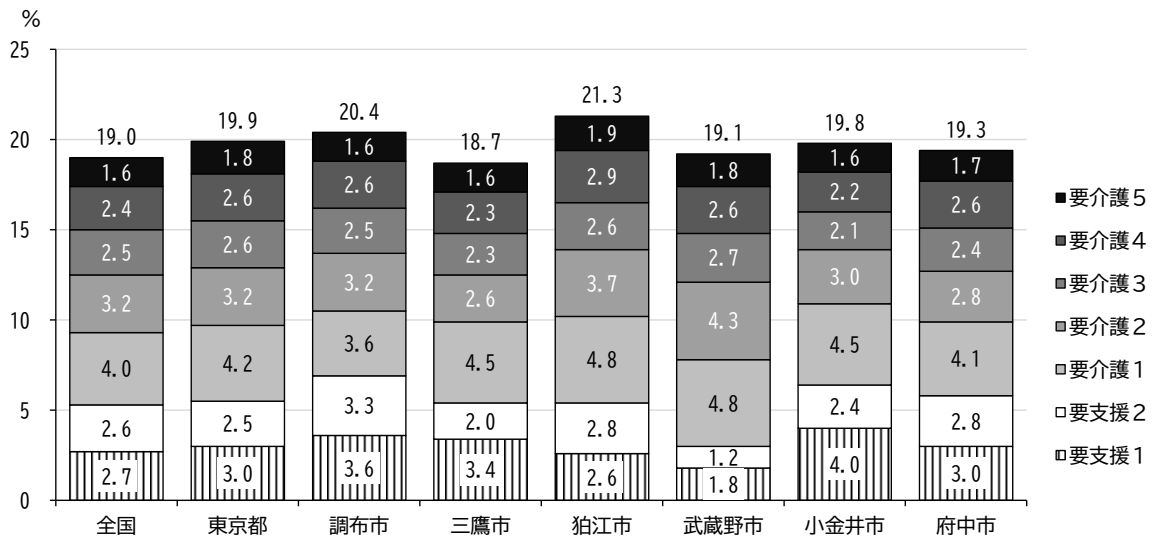
2 調布市の特徴（地域包括ケア「見える化」システムによる分析）

（1）調整済み認定率⁺の比較

調布市は、全国及び東京都の平均を上回っており、近隣市と比較しても高くなっています。とりわけ、要支援1や要支援2の軽度の認定率が高くなっています。

早期の高齢者の状況把握に努めていることや、介護保険サービスを補完するものとして、市の独自サービスを提供していることなどが要因として挙げられます。

■調整済み認定率（要介護度別）

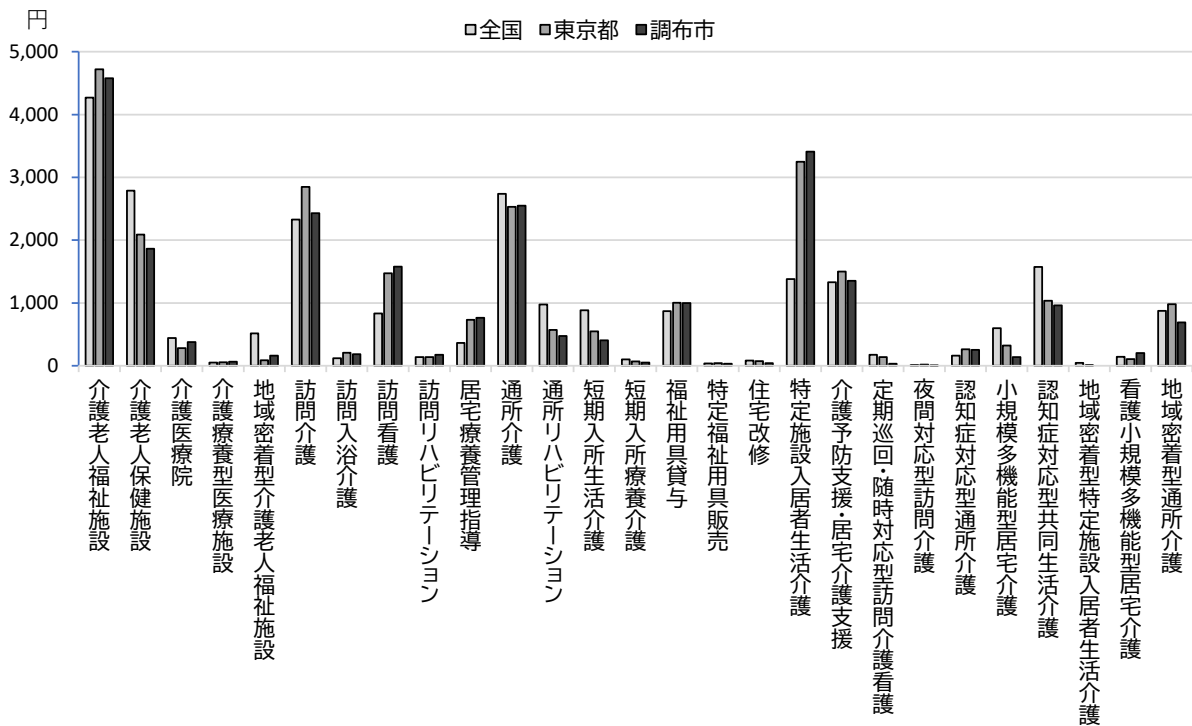


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(2) 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）

第1号被保険者1人あたり給付月額では、居宅サービス及び施設・居住系サービスともに東京都平均を下回っていますが、主なサービス種類別で見ると、居宅サービスでは訪問看護や居宅療養管理指導、居住系サービスでは特定施設が東京都平均を上回っています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）



(時点) 令和5年(2023年)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

3 給付の適正化と質の向上に向けた取組（調布市介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護サービスを必要とする方を適正に認定し、適切なケアマネジメントを実施し、事業者が適正にサービスを提供するよう促すことです。

適正化を図ることにより、利用者に対する適切なサービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、給付費の抑制につながり、持続可能な制度の構築に資することになります。

第9期からは、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国の示す介護給付適正化主要5事業が3事業に再編されました。適正化に向けた取組内容と目標については、地域の実情やこれまでの取組を踏まえ、東京都高齢者保健福祉計画と整合を図ります。

【給付適正化 主要3事業】

施策名	①要介護認定の適正化
目標	<ul style="list-style-type: none">・全国一律の基準に基づき要支援・要介護認定を行うため、調査・判定における傾向・特徴を把握し、その要因について分析します。・認定調査における調査項目の選択状況の平準化を図ります。・各認定審査会における審査等、合議体・委員間で情報を共有し、認定審査の平準化を図ります。
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・地域包括ケア「見える化システム」及び業務分析データの内容を活用し、調査・判定における傾向・特徴を把握します。・認定調査結果の点検、介護認定審査会委員や認定調査員への各種研修の実施に加え、厚生労働省適正化事業における技術的助言を活用し、適正な認定審査に取り組みます。

施策名	②ケアプラン等の点検
目標	<p><ケアプラン点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の主任介護支援専門員[†]の協力のもと、介護支援専門員と利用者の自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有するとともに、地域の主任介護支援専門員と介護支援専門員の連携強化及び地域の特性（社会資源）の理解促進を通じてケアマネジメントの質の向上を図ります。 <p>【点検件数：令和6年度16件、令和7年度16件、令和8年度16件】</p> <p><住宅改修、福祉用具に関する点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に対して普及啓発を図ります。 <p>【点検件数：令和6年度6件、令和7年度6件、令和8年度6件】</p> <p>【研修会開催件数：令和6年度1件、令和7年度1件、令和8年度1件】</p>
実施内容	<p><ケアプラン点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているかという観点から、地域の主任介護支援専門員と介護支援専門員がケアプランを共に検証確認することで気づきを促すとともに、点検から得られた気づきの視点や地域の課題などを共有します。 給付実績等の情報の活用や質の向上に向けた効果的な実施方法を検討します。 <p><住宅改修、福祉用具に関する点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時の書面点検のほか、事業者への研修会等の実施も検討しながら、適切な住宅改修・福祉用具の在り方について普及啓発を図ります。 福祉用具の利用の適正化を図るため、給付実績等の情報を活用した取組を検討します。

施策名	③縦覧点検・医療情報との突合
目標	<ul style="list-style-type: none"> 適正な介護報酬を促すため、報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等を行います。 <p>【点検件数：令和6年度5帳票、令和7年度5帳票、令和8年度5帳票】</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業者を支払われた介護報酬の支払状況について、複数月にまたがる支払状況の確認や医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合、事業者への照会・確認を行い、提供されたサービスの整合性等について点検を行います。 東京都国民健康保険団体連合会[†]から送付されるデータのうち、効果が高いと見込まれるものを優先して点検するなど、点検の効率化や点検内容の拡充を図ります。

4 サービスの質の向上

(1) 介護支援専門員調布連絡協議会、介護保険サービス事業者調布連絡協議会への支援

利用者が適切なサービスを安心して受けることができるよう、介護支援専門員調布連絡協議会や介護保険サービス事業者調布連絡協議会と連携を図り、質の向上を目的とした研修への支援や情報提供を行います。

(2) 介護人材の確保・育成

高齢化の進展により介護ニーズはさらに高まることが見込まれる中、サービスを安定的に供給するとともに、質の高いサービスを提供するため、介護人材の確保・育成に取り組みます。

引き続き、「調布市福祉人材育成センター」による介護職員初任者研修や市主催の高齢者家事援助ヘルパー養成研修などを通じた新たな介護人材の確保に取り組みます。

また、事業者による介護人材確保に向けた取組を支援するため、国や東京都による、職員の処遇改善、人材育成への支援や介護職の魅力向上のほか、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組に関する情報を提供するとともに、これらの取組と連動した支援に努めます。市内の職能団体等と連携しながら、介護職員の現状と課題を把握するとともに、研修の充実を図り、介護職員の資質の向上や定着促進を支援します。

適切かつ効果的なサービスの提供を推進するため、引き続き、介護支援専門員からの要望等を踏まえた研修テーマの設定や受講の促進に向けたICTの活用などを通じて、ケアマネジメントの質の向上とともに地域の介護支援専門員との連携強化を図ります。

(3) 介護現場の生産性向上に向けた支援

サービスの質を確保しつつ効率的なサービス提供を図るためには、介護現場の生産性向上に向けた取組も重要です。

介護現場における取組を推進するため、事業者に対し、介護ロボット[†]・ICTの活用による職員の負担軽減をはじめとした国や東京都による生産性向上に向けた業務改善に取り組む事業者への支援策の情報提供や活用に向けた支援に努めるとともに、事業者等のニーズを踏まえた支援を検討します。

また、事業者からの提出書類等の見直しや、「電子申請・届出システム」を活用した指定に係る各種申請・届出の普及促進など、引き続き、文書負担の軽減を図り、事業者の業務効率化につなげます。

(4) 福祉サービス第三者評価[†]・介護サービス情報公表システムの活用支援

サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を第三者の目から評価する「福祉サービス第三者評価」について、介護サービス事業所に対し受審を促すとともに、東京都の補助金を活用した受審費用の助成を行うことで、事業者のサービスの質の向上に向けた取組を支援します。また、介護サービス情報公表システムについても情報提供を行い、活用を促します。

(5) 利用者への情報提供・相談支援

介護保険制度の改正をはじめとする各種情報を的確に把握し、市報やホームページ、調布エフエム放送などの各種媒体を活用した、わかりやすい情報提供に努めるほか、市民を対象とした「出前講座」を実施します。

また、サービスを必要としている方が必要なサービスが受けられるよう、サービス利用料の負担軽減制度についても適切な利用につながるよう、丁寧な情報提供に努めます。

介護サービスの苦情については、調布市、事業所、東京都国民健康保険団体連合会に窓口が設置され、各機関が特性を活かした対応を行っています。

引き続き、介護保険サービスの改善につながるよう、東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携しながら、相談・要望などへの対応を行います。

(6) 地域区分の変更

介護報酬は、サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案し、サービス種別ごとに設定された報酬単位数と、地域別の人件費の差を反映した単価により算定します。

「地域区分」とは、地域ごとの人件費の差を反映するために設定される単価に用いる上乗せ割合の区分です。上乗せ割合が高くなるほど、介護報酬が高くなります。

現在の地域区分は「3級地」ですが、第9期から「2級地」に引き上げることにより、サービス利用者の負担額や介護保険料に影響することになりますが、介護事業者にとっては報酬が上がることにより従業員の処遇や安定的な経営に影響することから、今後も増加する介護ニーズに対するサービス量を確保するという点において効果が期待できます。

施策４－４ 介護保険料

施策の方針

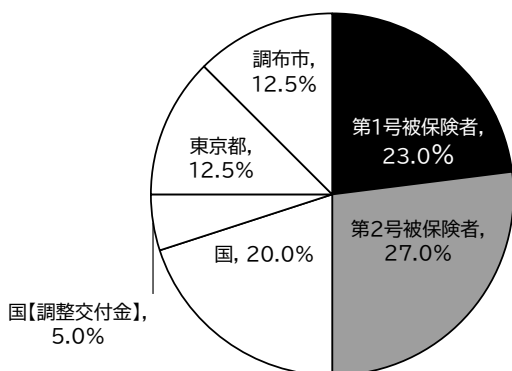
○今後も介護費用の増加が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性の確保のため、負担能力に応じた負担となるよう、国の方針を踏まえた標準乗率や所得段階の設定をするとともに、引き続き低所得者への負担軽減に取り組みます。

Ⅰ 介護保険事業費の財源構成

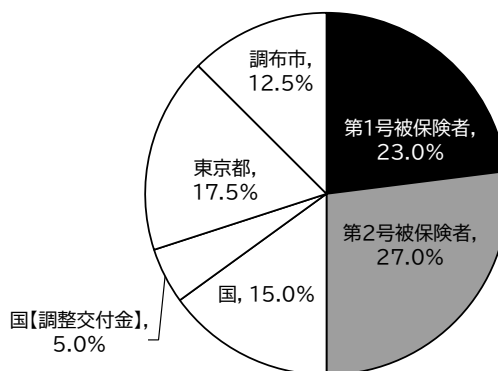
(Ⅰ) 標準給付費の財源構成

介護保険サービスに係る介護給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第9期計画の第1号被保険者の負担割合は、第8期計画と同じ23%となります。

【居住サービス費財源構成】

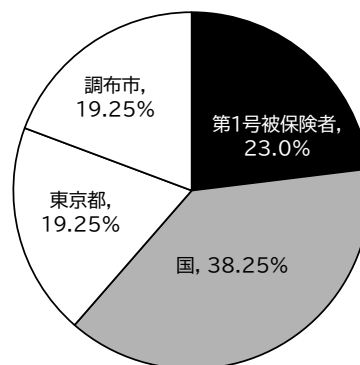
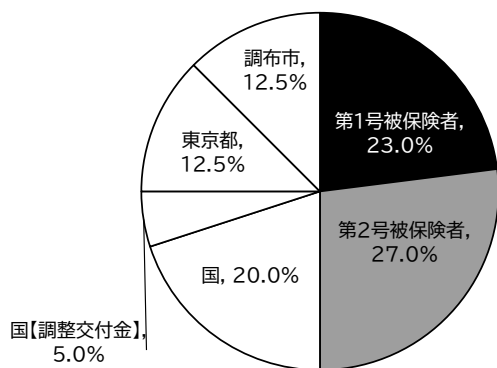


【施設サービス費財源構成】



(Ⅱ) 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」があり、それぞれの財源構成は、次のとおりです。



2 介護保険料算出の要素

(1) 見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ介護保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要支援・要介護認定者の増加、基盤整備などによる介護保険給付費の増に伴い、介護保険料基準額も上昇することとなります。

(2) 調整交付金に対する負担

調整交付金は、市町村間における介護保険財政を調整するため、第1号被保険者の年齢階級別の分布状況、第1号被保険者の所得の分布状況などを考慮するとともに、市町村において災害、その他、特別の事情が発生した際における利用者負担の減免を行ったことによる市町村の負担を考慮して国が交付を行うものです。

なお、介護給付費財政調整交付金における後期高齢者加入割合補正係数の計算について、要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法への見直しが予定されています。

(3) 介護報酬の改定

令和5年度の介護報酬改定は、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の推進、感染症や災害への対応力強化、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を基本的な視点として、プラス●%とされており、介護給付費の推計に反映しています。

(4) 介護保険給付費等準備基金の活用

介護保険給付費等準備基金は、介護保険給付費の財源として、過不足を調整するために設置された基金で、3年間の介護保険事業計画により積立と取り崩しの計画を立てます。

第9期計画期間の介護保険料の設定に当たっても、第8期計画期間末の基金残高を活用し、保険料の負担軽減を図ります。

(5) 財政安定化基金

財政安定化基金は、介護保険料の不足が生じたときに、市町村に対して資金の交付や貸付を行うことを目的に、都道府県に設置されたものです。

なお、第9期計画期間では、この基金の活用は見込んでいません。

3 第9期介護保険料

第9期計画における第1号被保険者の介護保険料基準額は、月額●円とします。
 介護保険法における第1号被保険者の介護保険料標準所得段階は9段階となっていますが、調布市では、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため、引き続き、●段階を設定します。

【所得段階別の介護保険料】

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料
			年額保険料
第1段階			
第2段階			
第3段階			
第4段階			
第5段階			
第6段階			
第7段階			
第8段階			
第9段階			
第10段階			
第11段階			
第12段階			
第13段階			
第14段階			

4 低所得者の負担軽減の取組

(1) 介護保険料の減免

第1号被保険者の介護保険料について、第8期計画では、所得段階が第2段階、第3段階で、収入・預貯金、扶養関係などの要件を満たす方を対象に、介護保険料の軽減を実施しました。第9期計画においても継続して実施します。

(2) 低所得者の保険料軽減

平成27年4月1日から、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みができたことを受け、第6期計画から所得段階第1段階の保険料について、基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げました。第7期計画では、2年目である令和元年度から、更に軽減対象を第2段階、第3段階まで拡充して軽減の強化を図りました。

第9期計画においては、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、この仕組みを活用して実施第1段階●●、第2段階●●、第3段階●●まで、それぞれ引き下げを実施していきます。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

高齢者総合計画の実現に向け、高齢者福祉推進協議会及び地域包括支援センター運営等協議会において、計画が適正に進行するよう検討していきます。また、専門職や事業者による協議会の活動を支援するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等職能団体及び国・東京都と連携しながら計画を推進していきます。

1 高齢者福祉推進協議会

第9期高齢者総合計画の策定に当たっては、市民、地域団体、専門職、事業者等が参画し、学識経験者の助言のもとで、調布市版地域包括ケアシステムの充実に向けて協議を重ねました。

計画の推進に当たっては、「高齢者福祉推進協議会」を開催し、計画や事業の進捗状況の点検及び評価を実施します。

また、協議会の内容・結果は、傍聴や市ホームページなどで広く市民に公開・公表します。

2 地域包括支援センター運営等協議会

地域包括支援センターの運営・体制状況、地域ケア会議などの活動状況について検討しています。引き続き、地域の関係団体と協議しながら、円滑な運営がなされるよう進めます。

また、協議会は地域密着型サービス運営委員会も兼ねていることから、地域密着型サービスの適正な運営・整備について協議します。

3 専門職・事業者による協議会

(1) 介護支援専門員調布連絡協議会

自立支援・重度化防止の視点に立った質の高いケアマネジメントが実現できるよう、また、専門職同士の交流や情報交換ができるよう、研修や情報提供、相談などの活動支援を行います。

(2) 介護保険サービス事業者調布連絡協議会

事業者相互の情報交換，サービスの質の向上に資する研修等を行う介護保険サービス事業者調布連絡協議会に対して支援を行い，利用者への良質なサービスの提供を促進します。

(3) 調布市在宅医療・介護連携協議会

医療機関やケアマネジャー等の介護関係者が参画し，在宅医療・介護連携の体制整備を進めていきます。市民やケアマネジャーからの相談の分析，摂食嚥下などの技術に関する取組のほか，専門職相互の顔の見える関係づくり，多職種連携のルール（退院支援ルール，連携ルールなど）の作成，人材育成などの検討の場として支援します。

(4) 調布市居住支援協議会

高齢者，障害者，子育て家庭等の居住安定のために，市と不動産関係団体・居住支援団体等が参画する調布市居住支援協議会において「住まいぬくもり相談室」が設置されています。第9期計画においても，調布市居住支援協議会と連携して，自力で住まいを確保することが困難な高齢者等を包括的に支援するワンストップサービスの試みを充実させます。

4 三師会等関係機関との連携

感染症禍や災害発生時など，医師会，歯科医師会，薬剤師会等の職能団体の協力を得て対応することがますます重要となっており，引き続き情報の共有，連携の強化を図ります。また，平時から保健所との相互協力の充実，関係の強化に努めます。

5 広域的な連携と国・東京都への働きかけ

法令・制度の見直し等に関すること，新規事業者の指定や介護人材の確保・育成等について，必要に応じて東京都と連携して対応するとともに，国や東京都に対して必要な支援等を要望していきます。

6 他自治体との連携

引き続き，他自治体との情報共有・把握に努めます。また，近隣自治体との連携・協力により，効果的・効率的に行える施策・事業については，協働実施の可能性を検討していきます。

第2節 地域づくりの推進体制の充実

1 地域マネジメントの推進

高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防や医療・介護連携等に関する取組を着実に推進し、調布市版地域包括ケアシステムの充実を図るため、各種施策・事業の達成状況等を検証していきます。地域包括ケア「見える化」システムや各種調査・評価指標による進捗確認・課題把握を行い、PDCAサイクルを活用して地域マネジメントを実施していきます。

2 地域ケア会議の充実

地域支援事業として実施される「地域ケア会議」は、個別事例から課題分析、政策検討まで、扱うテーマや内容も幅広くなっています。

今後さらに、自立支援・重度化防止に関する取組を強化するため、次のような体制で充実させていきます。

(1) 関係者会議

個別の困難事例を多職種が整理分析し、その傾向や課題をまとめ、相談支援やサービス提供体制の改善につなげ、地域力の強化につなげます。

(2) 地域ケア会議（課題解決地域ケア会議）

様々な個別事例から地域の課題を発見し、地域づくり・資源開発を行うほか、連続性のあるケアマネジメントのために必要なことや政策提言を行います。

資料編

I 調布市高齢者福祉推進協議会

(I) 条例

わたしたち調布市民は、住み慣れたまち「ちょうふ」で生涯にわたって有意義に、かつ、主体的に暮らすことを願う。

わたしたち調布市民は、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるような高齢者福祉施策の展開を求めるとともに、自ら活動し、地域の福祉力の向上に努める。

わたしたち調布市民は、超高齢社会を迎える中で、介護保険をはじめとする高齢者福祉を自らの課題として受け止め、市民と行政とが一体となって総合的に高齢者福祉を推進することを目的に、相集い、情報を共有し、協働して課題解決に当たるため、この条例を制定する。

(設置)

第1条 前文に規定する基本理念に立脚し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護保険を含む高齢者福祉施策（以下「高齢者施策」という。）を総合的に推進するため、調布市高齢者福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、調整等を行うものとする。

- (1) 国、東京都、次条第1項第2号及び第3号に掲げる団体等その他関係する団体からの情報の収集及び周知に関する事。
- (2) 苦情対応等の総合調整及び事例検討に関する事。
- (3) 介護保険の啓発活動に関する事。
- (4) 介護保険と介護保険以外の高齢者福祉施策とのサービス調整に関する事。
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画又は法第117条に規定する介護保険事業計画に相当するものとして策定する高齢者総合計画（以下「高齢者総合計画」という。）への市民の意見の反映に関する事。
- (6) 高齢者総合計画等のモニターに関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する事項に関する事。

(組織)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 法第9条第1号に掲げる第1号被保険者及び同条第2号に掲げる第2号被保険者並びにこれらの者以外の市民 5人以内

(2) 市民による地域福祉活動を行う組織，市内で活動する介護支援専門員の組織並びに法の規定に基づき市内で居宅サービス及び施設サービスを行う事業者の組織の推薦する者 3人以内

(3) 保健，医療及び福祉の関係機関等の推薦する者 7人以内

(4) 調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）第5条に規定する調布市介護認定審査会の委員 2人以内

2 市長は，特に必要があると認めたときは，前項各号に掲げる者以外の者を臨時に委員として委嘱又は任命することができる。

（委員の任期）

第4条 前条第1項に規定する委員の任期は，3年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は，再任することができる。この場合において，再任された後の通算の任期は，6年を超えることができない。

3 前条第2項に規定する臨時の委員の任期は，3年以内の期間でその都度市長が別に定める。

（会長及び副会長）

第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長は，委員が互選し，副会長は，会長が指名する。

3 会長は，推進協議会を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

（招集）

第6条 推進協議会は，会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第7条 推進協議会は，委員（第3条第2項に規定する臨時の委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 推進協議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

（部会）

第8条 第2条に規定する所掌事項について調査研究するため，推進協議会に部会を置くことができる。

2 前項に規定する部会の組織，運営方法その他必要な事項については，規則で定める。

(顧問)

第9条 推進協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、高齢者施策に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 顧問は、市長、会長その他規則で定める者の求めに応じて、高齢者施策に関する意見を述べ、又は推進協議会若しくは部会に出席する。

(意見の聴取)

第10条 会長又は規則で定める者は、推進協議会又は部会の運営上必要があると認めるときは、委員及び顧問以外の者を推進協議会若しくは部会に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 推進協議会及び第8条に規定する部会の会議は、これを公開する。ただし、別に定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 推進協議会の庶務は、福祉健康部において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附則（平成19年3月22日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月24日条例第19号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第8条第1項各号の改正規定は、平成20年6月22日から施行する。

附則（平成28年9月23日条例第36号）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成30年5月31日までの間において、この条例による改正後の調布市高齢者福祉推進協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項の規定により委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年5月31日までとする。

(2) 名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	推薦団体
委員	兼子 久	調布市老人クラブ連合会
	森田 晶子	調布市自治会連合協議会
	大前 勝巳	調布市商工会
	村澤 康太	公益社団法人調布青年会議所
	林 美幸	介護支援専門員調布連絡協議会
	井上 京子	介護保険サービス事業者調布連絡協議会
	関塚 元太	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社
	河西 あかね	東京都多摩府中保健所
	◎小川 聡子	公益社団法人調布市医師会
	横山 源一郎	一般社団法人調布市歯科医師会
	○山内 健嗣	一般社団法人調布市薬剤師会
	長沢 定義	調布市民生児童委員協議会
	○佐藤 京鼓	調布市地域包括支援センター連絡協議会
	高橋 順子	社会福祉法人調布市社会福祉協議会
	平木 圭子	調布市介護認定審査会
	戸塚 岳泉	
モニター員	飯田 眞理	市民公募
	片方 雅恵	
	嶋田 光信	
	猪狩 徳夫	
	篠原 広明	
	岩月 恵美	
	横山 洋子	
	澤田 正彦	
	小畑 佳子	
顧問	市川 一宏	ルーテル学院大学 名誉教授
	内藤 佳津雄	日本大学 教授

◎会長 ○副会長

(3) 開催経過

【令和5年度】

回	開催日※		主な内容
第1回	令和5年	6月8日	・各種調査の結果について ・計画の施策体系, 基本的な考え方(総論)
第2回		7月20日	・介護予防の取組(施策2-1) ・生活支援の展開(施策2-2)
第3回		8月17日	・地域包括支援センターの機能強化(施策1-1) ・地域の見守り体制の充実(施策1-2) ・災害・感染症等への備え(施策3-7)
第4回		9月14日	・在宅生活を支えるサービスの充実(施策3-3) ・虐待防止, 権利擁護の推進(施策3-4) ・ケアラー支援の充実(施策3-5)
第5回		10月5日	・医療と介護の連携強化(施策1-3) ・認知症施策の充実(施策3-1) ・情報提供と相談体制の充実(施策3-2)
第6回		11月2日	・住環境の整備(施策3-6) ・介護保険事業の円滑な運営(施策4)
第7回		12月14日	・合同説明会, パブコメの実施 ・計画案(総論・各論)
第8回	令和6年	1月25日	・合同説明会, パブコメの結果 ・計画案(各論)
第9回		2月22日	・第9期調布市高齢者総合計画(案) ・介護保険事業の円滑な運営について

【令和4年度】

回	開催日※		主な内容
第1回	令和4年	7月14日	・各種調査の結果について ・顧問講和
第2回		9月22日	・ケアラー支援について ・見守り体制について ・在宅生活を支えるサービスの充実について
第3回		11月24日	・各種調査の実施について ・地域包括支援センターの機能強化について ・在宅医療相談等の充実について
第4回	令和5年2月9日		・介護保険事業について ・敬老部会報告

※上記開催日は全て木曜日

2 用語集

【あ行】

用語	説明
アウトリーチ	「外に手を伸ばす」を意味し、福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと
アーカイブ (アーカイブ配信)	「保存記録」、「書庫」を意味し、本計画では、主に研修や予防事業の映像等をデジタル化して配信することを指し、受講者が時間や場所の制約を受けずに受講できるメリットがある
アセスメント	「客観的評価・査定」を意味し、介護分野では、利用者の自立した日常生活の営みを支援する上での「解決すべき課題を把握する」こと。利用者の生活全般を十分に把握し、その有する能力や取り巻く環境等を評価して、生活の質を維持・向上させる上での問題点を特定する
一般介護予防事業	全ての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、介護予防の普及啓発や住民主体の通いの場の充実、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進するもの
インフォーマルサービス	P 6 8 参照

【か行】

用語	説明
介護給付適正化(計画)	P 1 0 4 参照
介護サービス情報 公表システム	全国の介護サービス事業所の情報が検索・閲覧できるシステムのこと。利用者が介護サービスや事業所・施設等を比較・検討して適切に選択するための情報を提供する仕組み
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護(要支援)認定者からの介護サービスの利用に関する相談、適切な居宅・施設サービスを利用するためのケアプランの作成、サービス事業者等との連絡調整等を行う専門職。利用者が必要とする全てのサービスを調整する(ケアマネジメント)重要な役割を担う
介護予防サービス	介護保険を利用して受けられるサービスのうち、要支援1, 2の認定を受けた方が利用できるサービス
介護予防支援	P 9 2 参照
介護予防・日常生活支援 総合事業(総合事業)	従来、全国一律で実施されていた介護予防給付を、要支援の認定を受けた方の多様な生活ニーズに対応するため、従来の規制を緩和し、NPOやボランティアなどを含めた多様な主体による、地域の実情に応じた多様なサービスを総合的に提供する仕組み
介護ロボット	「情報を感知」「判断し」「動作する」の3つの要素技術を要する、知能化した機械システムのことをロボットと定義する。介護ロボットの種類として、移乗支援、移動支援、排せつ支援、認知症等の方の見守り支援などがある

用語	説明
家事援助ヘルパー (調布市高齢者家事 援助ヘルパー)	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の市基準の訪問型サービスを提供する、調布市独自のヘルパー。対象者の自宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理など生活援助を行う
通いの場	「介護予防・フレイル予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」等のため、集会所などにおいて地域の住民が運営する集いの場
基本チェックリスト	介護予防の必要性や利用すべきサービス区分（一般介護予防事業・サービス事業及び給付）の振り分けを行うためのツールで、運動機能の低下、低栄養、口腔機能の低下などの項目から構成される。総合事業を利用の際には、市や地域包括支援センターに相談に来た高齢者に対して、基本チェックリストを活用して本人の状態等を確認する
協議体	地域支え合い推進員と多様な主体が参画し、ネットワークを構築することで課題解決を目指す組織のこと。地域の「自助」「互助」の拡充を図り、地域包括ケアシステムのベースとなる地域づくりを推進する。調布市では、第1層（市全域、セカンドライフ応援キャンペーン運営検討会）と第2層（福祉圏域）に設置
居住支援協議会	P 8 2, 1 1 3 参照
居宅介護支援	P 9 2 参照
居宅サービス	P 8 8 参照
ケアプラン	要支援、要介護に認定された本人等の希望やアセスメントの結果等に基づき、解決すべき課題に対する最も適切なサービスが提供されるよう、総合的な援助の方針、サービスの目標・達成時期、サービスの種類・内容等を定めた利用計画。原則、要介護の方のケアプランは居宅介護支援事業者が作成し、要支援の方のケアプランは地域包括支援センターが作成する
ケアプランデータ 連携システム	介護事業所間で頻繁にやり取りされるケアプラン（一部）に関するデータ連携を促進することで、ケアマネジャー等の文書作成に要する負担の軽減を図るもの
ケアマネジメント (介護予防ケア マネジメント)	利用者自身の選択と心身の状態に応じた介護サービスを一体的に提供するための仕組み。アセスメント、サービス担当者会議、説明・同意、モニタリング等を経て作成・変更したケアプランに基づきサービスを提供する
ケアマネジャー	「介護支援専門員」参照
ケアラー	心や身体に不調のある家族などの看病・療育・世話・気遣いなどを無償で担う人のこと
権利擁護事業	「地域福祉権利擁護事業」参照
広報協力員	地域包括支援センターの周知活動を住民に近い立場で行うボランティア。地域に出向いて地域包括支援センターのPRや地域課題の把握・共有、地域のネットワークの活性化を推進

用語	説明
国民健康保険団体連合会	国民健康保険の保険者（市区町村）が共同して事務処理等を行うため、各都道府県に設置している法人。①保険者の事務の共同処理，②診療報酬の審査支払，③保健事業等を行う。この他，介護保険法において，①介護給付費の請求に対する審査支払，②介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者施設に対する指導や助言を行う。また，介護給付費等請求審査を行うために，国民健康保険団体連合会には介護給付費等審査委員会が置かれている

【さ行】

用語	説明
サードプレイス	自宅（＝ファーストプレイス）や学校・職場（＝セカンドプレイス）でもない，居心地の良い「第3の居場所」のこと。本計画では，カフェ（飲食店）や公園，図書館，公民館などを指す
サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談等，高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅
在宅医療	住み慣れた自宅等で安心して医療を受けられる仕組み。医師，歯科医師，薬剤師，看護師，理学療法士など多くの専門職の協力のもと必要な治療を受けることが可能
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が，住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう，医療機関と介護事業所等の関係者が協働・連携し，在宅医療と介護の一体的な提供を推進する事業
在宅療養推進会議	在宅医療・介護連携推進事業を推進するため，医師・歯科医師・薬剤師・看護師・介護保険サービス事業者・包括等が参加し，課題共有や目指す姿・提供体制・連携の在り方等を検討
三師会	医師会，歯科医師会，薬剤師会のこと
資源	「地域資源」参照
施設サービス	P 9 5 参照
じぶんノート （調布市版エンディングノート）	もしものとき，自分自身や家族のために伝えたいことを書き残しておくノートのこと
社会貢献型後見人 （市民後見人）	弁護士などの専門職や親族以外で，市区町村等が実施する研修や実習を受けて養成され，成年後見制度の趣旨と内容を理解し，社会貢献的な精神で後見業務を担う人
社会的責任 （CSR）	企業活動において，社会的公正や環境などへの配慮を組み込み，従業員，投資家，地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動を取るとともに，説明責任を果たしていくことを求める考え方。CSRは，corporate social responsibility の略
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症をいう。老年期に発症するものとの間に病理的な違いがあるわけではないが，老年期で発症する認知症とは異なる様々な社会的，家庭的問題を引き起こす

用語	説明
重層的支援体制整備事業	P 7 5 参照
住宅確保要配慮者	低額所得者，高齢者，障害者，子ども養育者，被災者や外国人等（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）
常設通いの場	誰もが気軽に立ち寄れる全世代に開かれた常設の居場所のこと。調布市では，専有・常設の場として，地域の生活課題を有する住民からの相談を受け，専門職につなぐことのできる相談体制があり，高齢者が主体的に参加できるプログラムを4つ以上，原則週4日以上開所している場所のことを指す
シルバーピア （市営・都営）	市や都が，民間賃貸住宅を借り上げ，住宅に困窮する低所得者向けに提供している住宅
住まいぬくもり相談室	高齢者を含む住宅確保要配慮者等から，すまいサポート調布（調布市居住支援協議会）の相談員が相談者の状況をお伺いし，適切な民間賃貸住宅の情報の提供や福祉サービス，行政支援などにつなげる
成年後見制度	P 7 9 参照
セカンドライフ応援キャンペーン	P 6 6 参照
総合事業	「介護予防・日常生活支援総合事業」参照

【た行】

用語	説明
多摩南部成年後見センター	調布，日野，狛江，多摩，稲城の5市が共同運営するセンター。第三者による成年後見を受けることが困難な，所得や財産のない方に後見事務を提供する
団塊ジュニア世代	おおよそ昭和47年から49年までに生まれた世代
団塊の世代	戦後，昭和22年から24年までに生まれた世代
地域共生社会	P 4 3 参照
地域ケア会議	地域包括支援センターが，担当地区ごとに行う会議。自治会や民生児童委員，ケアマネジャー，医療機関など地域の関係団体に参加を呼びかけ，高齢者個人が抱える課題の共有・解決に向けた検討，それを支える社会基盤の整備・政策形成を推進
地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター：SC）	高齢者の日常生活上の生活支援体制を充実・強化することを目的として配置。地域の様々な関係者と情報交換することで地域高齢者の福祉ニーズを把握し，そのサービスの開発や地域における多様な担い手の育成を行う
地域支援事業	P 9 7 参照
地域資源	各地域に存在する特徴的なものを活用可能な資源として捉えた，人的・物的資源の総称。本計画では，各種活動グループ・地域団体，福祉・医療関係者・機関，各種福祉サービス・制度，民間企業（交通・金融・配達・小売等），学校・寺社・公園・公共施設等を幅広く含む

用語	説明
地域福祉権利擁護事業	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の援助等を行う事業。①福祉サービス利用援助事業、②当該事業に従事する者の資質向上のための事業、③福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発事業に分類され、調布市社会福祉協議会が実施
地域福祉コーディネーター（CSW）	制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し、地域福祉を育むことにより、生活課題の解決に向けた取組を行う人材。地域の生活課題やニーズを発見し、受けとめ、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行う
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み・システム
地域包括ケア「見える化」システム	介護保険や医療に関連する情報が地図やグラフを用いて「見える化」され、都道府県や保険者間で比較分析できるシステム。介護保険に関連する情報として、厚生労働省が実施する公的統計調査や自治体ごとの要介護（支援）認定に関するデータなどが閲覧できる。地域の特性にあった地域包括ケアシステムの構築には、各自治体がそれぞれの特徴や課題を客観的に把握することが求められており、厚生労働省では介護・医療関連情報の「見える化」を推進
地域包括支援センター	高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護等に関する様々な相談ができる総合相談窓口。地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、多様なサービス、地域資源の利用、ネットワーク構築のほか、虐待対応、認知症施策や医療と介護の連携を推進
地域マネジメント	地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組のこと。地域マネジメントの実施に当たり、「どのような地域社会をつくりたいか」という理念と、その進捗を評価できる具体的な「目標と指標の設定」が重要
地域密着型サービス	P92, 100参照
チームオレンジ	認知症の人・家族のニーズを引き出し、そのニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、必要な支援、社会参加支援を行う仕組みのこと。認知症施策推進大綱で2025年までに全ての市町村で取り組むことが目標とされている
中等度難聴者補聴器購入費助成事業	中等度の聴覚障害を有する者に対し、補聴器購入費用の一部を助成することにより、補聴器の装用による生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、もって家庭や地域、社会との関わりの中で生き生きと活動できるよう支援する事業

用語	説明
調整済み認定率	認定率の大小に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を指す。一般的に、高齢（後期高齢者）になるほど認定率は高くなります。そのため、第1号被保険者の性・年齢構成が、どの地域も全国平均またはある地域の1時点と同じになるよう調整することで、性・年齢構成以外の要素の認定率への影響について、地域間や時系列で比較がしやすくなる
ちょうふ在宅医療相談室	病院医療から在宅医療への円滑な移行を目的として、訪問医の紹介と在宅医療に関する相談を行う窓口
ちょうふ地域福祉権利擁護センター	調布市社会福祉協議会が事務局。高齢者や障害のある方に対して、福祉サービス利用の援助、預貯金の出し入れや支払いの手伝い、年金証書や通帳等の書類の預かりサービスを行う
調布ライフサポート	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的理由等で生活にお困りの方に対する総合相談窓口、調布市社会福祉協議会内に設置
電子申請・届出システム	介護分野の文書等に係る事務負担の軽減を図るため、介護サービス事業所の指定申請等をオンライン化したシステム。介護サービス情報公表システムを機能拡張し、ウェブ入力・電子申請による対面を伴わない申請書類の提出を実現
動画共有サービス	インターネット上において、不特定多数の利用者が投稿した動画を不特定多数の利用者で共有して視聴できるサービスのこと

【な行】

用語	説明
医療・介護関係者のための入退院連携ガイドブック	地域と病院における切れ目のない迅速な連携を目指し、日頃の生活状況を知るケアマネジャーと、病院の入退院支援の前線に携わるスタッフ（入退院支援看護師、医療ソーシャルワーカー、病棟看護師等）に焦点を当て、双方の支援者がどのような視点やプロセスで支援しているのかをまとめたガイドブック
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や医療、介護職、認知症サポーターなどの専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のこと。介護者の負担軽減や認知症についての正しい知識の普及など、認知症の人や家族を支える地域のつながりを深めることが期待される
認知症ケアパス（認知症ガイドブック）	認知症が疑われる状態から症状が進み、常に介護が必要な状態に至るまで、症状や状態に応じて受けられる医療や福祉サービス、相談窓口、本人・家族の心構えを一連の流れをまとめたもの。（「認知症ガイドブック」）行政、市民、介護福祉関係者、医療関係者のそれぞれの取り組みを示し、地域全体で認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進
認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターが調布市や当事者の実情、認知症に関する情報を更新することで、チームオレンジや認知症サポート月間などの活動に一步前進することを促す講座のこと。ゆうあい福祉公社に委託

用語	説明
認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座のこと
認知症サポート月間	9月21日の「正解アルツハイマーデー」にちなみ、調布市では令和3年度から、9月を「認知症サポート月間」として様々な認知症に関する啓発活動や講座を実施する
認知症疾患医療センター	地域における認知症医療の中心的役割を担う専門的医療機関のこと。都道府県及び指定都市が指定・整備を進める。認知症に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に関する急性期治療、地域の医療介護との連携・相談などを実施。調布市では、青木病院が指定されている
認知症初期集中支援チーム	複数の専門家が、家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し、アセスメントや家族支援など、初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム
認知症地域支援推進員	地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う。市内の全地域包括支援センターに配置
認知度（認知）	事業や製品内容が広く知られ、ある程度中身について理解されている割合（状態）のこと。本計画では、高齢者等に関する施策、制度、相談窓口、事業・取組等の認知度を指す

【は行】

用語	説明
徘徊高齢者探知システム	徘徊のある方に探知機を所持させることにより、徘徊者の位置を特定するシステムのこと。マットレスタイプ（重量センサー）、赤外線センサータイプ、送信機タイプ（GPS）など
ハイリスクアプローチ（高齢者に対する個別的支援）	健康状態が不明な方（一定期間健診や医療未受診かつ介護保険未利用者）を把握し、家庭訪問による健康状態の把握、健康相談、受診勧奨を行うとともに、必要なサービス・支援へつなぐ取組のこと
バックベッド体制	在宅療養している高齢者等やその家族が、安心して在宅療養生活を送ることができるよう、容体の急変時や介護する家族の休養が必要な場合等に、速やかに入院できる（ベッドを準備していただける）体制を整備すること
避難行動要支援者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する方のこと
被保険者	介護保険の加入者であり、介護が必要となった際、保険給付の対象となる方。65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満で医療保険加入者の第2号被保険者に分かれる

用語	説明
標準乗率	介護保険制度の持続可能性の確保や低所得者の負担軽減等の観点から、負担能力に応じた介護保険料を段階的に設定するため、基準保険料に乗ずる割合のことを指す。国において基準となる●段階の標準乗率が示されており、各自治体は地域の実情等において●段階を超える保険料の多段階化が認められている
福祉圏域	日常生活圏域。P 4 8 参照
福祉サービス 第三者評価	利用者が福祉サービスを選択する際に、それぞれの福祉サービス提供事業所の特徴を把握し、比較・検討することで、より良い選択につなげるとともに、福祉サービスの質の向上を目的とした評価公表制度
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響により、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態のことであり、「健康」と「要介護状態」の間に位置する。したがって、フレイル予防はより早期からの介護予防（要介護状態の予防）を意味する。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能。予防のためには栄養と運動に社会参加を加え三位一体として取り組むことが大切
包括的支援事業	P 6 8 ・ P 9 8 参照
報酬等助成制度	低所得者の成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬に対して助成するもの
ポピュレーション アプローチ (通いの場等への 積極的な関与等)	市民の通いの場等へ医療専門職等が出向き、フレイル予防等の健康教育を実施するとともに、フレイル状態にある高齢者の早期発見、必要に応じた個別相談・サービス（支援）につなぐ取組のこと

【ま行～ら行】

用語	説明
看取り	死を避けられないとされた人が、自分らしい最期を迎えるために、身体的・精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、残された時間の最期まで尊厳ある生活が送れるよう支援すること
みまもっと	P 5 8 参照
ヤングケアラー	家族に介護・介助・世話等を必要とする人がおり、通常大人が担う家事や介護などを行う18歳未満の子ども
有料老人ホーム (介護付)	介護保険法の特設施設入居者生活介護の指定を受け、介護などのサービスを提供する高齢者向け居住施設
有料老人ホーム (住宅型)	食事等の生活支援サービスが付いた高齢者向け居住施設。介護が必要な場合は別契約で外部の介護サービスを利用する
療養	病気やけがなどを手当し、心身を休めて健康の回復を図ること。治療と養生。本計画では、医療と介護の意味も持つ

【A～Z・数字】

用語	説明
ACP	アドバンス・ケア・プランニングの略で、人生会議ともいう。将来の変化に備え医療・介護のケア・看取り、心づもり等について、本人、関係者が話し合い本人の意思決定を支援する
BCP	P 8 4 参照
BPSD	Behavioral and Psychological Symptoms of Dementiaの略で、認知症における周辺症状（行動・心理症状）を指す。この症状は、記憶障害や見当識障害などの中核症状に付随して発生する二次的な症状であり、うつ、無気力、無関心、徘徊等の症状がみられる。このBPSDに着目したケア手法として「BPSD ケアプログラム」があり、利用者のQOL（生活の質）や介護事業所における認知症ケアの質の向上が期待される
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術の総称
KDBシステム	国保データベースシステムの略。国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画作成・実施を支援するため、国民健康保険団体連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」、「個人の健康に関するデータ」を作成・提供し、保険者の効率的・効果的な保健事業の実施を支援するシステム
LGBTQ	セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉のこと。 Lesbian(レズビアン) 同性を恋愛の対象とする女性 Gay(ゲイ) 同性を恋愛の対象とする男性 Bisexual(バイセクシュアル) 同性も異性も恋愛対象となり得る人 Transgender(トランスジェンダー) 体の性と心の性が異なる人 Questioning(クエスチョニング)又は Queer(クイア) 性的指向や性自認が定まっていない人
MCS	メディカル・ケア・ステーションの略。医療介護専用の完全非公開型コミュニケーションツールの一つであり、多職種連携をサポートし、患者、家族との連絡が安全に行える。ちょうふ在宅ネットは、このシステム内で調布市医師会が運営する他職種連携のグループであり、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・ケアマネジャー・ヘルパー等が参加
10の筋力トレーニング	「生活に必要な動作を10年後も変わらず出来ること」を目標に、歩く、立つ、座る、またぐ、昇る、降りるといった日常の生活動作に応じた筋肉を10種類の筋力トレーニングで鍛えるもの。調布市では、初級・中級・上級を作成

刊行物番号



調布市高齢者総合計画

第9期（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

発 行：調布市

編 集：調布市 福祉健康部 高齢者支援室

所 在 地：〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

T E L：(042) 481-7149 F A X：(042) 481-4288

発行年月：令和6（2024）年3月